明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

明治廿一年五月創刊

每月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

No. V. May, 1905.
VOL. XVIII.

監獄協會雜誌

明治三十八年五月二十日發行

第拾八卷
第五號

監獄協會發行

第十八卷第五號目次

○論　說……（一頁）
●四人行狀觀察篇（承前）……安永三四郎稿
●司獄官吏躬行論（上）……弘光忠誠
○講　話……（一七頁）
●臺灣監獄談（承前）……手島兵次郎
○寄　書……（二七頁）
●監獄作業論……東海稿
●監內に於て出生したる一紳士の手翰……進藤正直
●青年犯罪者を獄裡に收容す可らず……海老生
○統　計……（四二頁）
●明治三十八年三月末日現在全國四人刑名別表……
●明治三十八年三月末日現在全國在監人員表……
●明治三十八年三月末日現在全國在監人員監獄別表……
●明治三十八年三月末日現在全國四人罪名別表……
●明治初年以降監獄に入りし乳兒の調……
○出獄人保護及感化事業……（四九頁）
●原敬昭氏の名譽……
●留岡幸助氏の新事業……
○雜　錄……（五〇頁）
●田舍便……中國生
●貴族の監獄參觀……
●外數件……（六五頁）
○地方通信……（六七頁）
○質疑應答……（六七頁）
○叙任辭令……（六七頁）
○監獄協會記事……（六七頁）

第十八卷第四號目次

○論　說……（一頁）
●四人行狀觀察篇（承前）……安永三四郎稿
●四人と教育……紀野呑海
○講　話……（二三頁）
●臺灣監獄談……手島兵次郎
○寄　書……（三一頁）
●敎習省略と看守の訓練……春雨生
●疑問の二三……南生
●二三の實際問題……佐々木祐昭
○統　計……（三九頁）
●明治三十八年二月末日現在全國在監人員表……
●明治三十八年二月末日現在全國在監人員監獄別表……
●明治三十八年二月末日現在全國四人刑名別表……
●明治三十八年二月末日現在全國四人罪名別表……
●明治三十八年二月分上訴人員表……（四八頁）
○雜　錄……八女生
●八王子女監の過去及現在の狀況……
●外數件……（六六頁）
○叙任辭令……（六七頁）
○法　令……（六八頁）
○監獄協會記事……（六八頁）

監獄協會雜誌第拾八卷第五號

（明治三十八年五月二十日發行）

論　說

○四人行狀觀察篇（承前）

安永三四郎稿

第五節　作業工錢

勤勉は最良の習慣にして、懶惰は衆惡の生母也。貯蓄は吾人に克己を敎へ、希望を與ふ。之に反し、濫費は吾人を罪惡に導き、自棄に誘ふ。前者は向上の第一義たり、後者は墮落の導火線たり。試みに見よ、宵越の錢を遣はさるは下層社會の常習にして、犯罪の卵は多く下層社會に孵化せらるるにあらずや。彼れ等の眼中には今日ありて明日なし、他人の膏血を貪むるを知りて、自から額に汗して食ふことを知らず。懶惰は第二の天性と成り、奢侈は自己の肩身を廣くするにあらずや。現行行刑の制度に於ける作業は、以て彼等に勤勉を敎へ、工錢は以て彼等に貯蓄を敎ふるの目的に出つ。蓋し勤儉相待つて自活の道立ち、自修の德完し。

勅語　恭儉己ヲ持ス

金言

勤儉ハ是レ生ヲ治ムルノ第一法ナリ　松平樂翁
知足ハ是レ樂ヲ享クルノ第一法ナリ　松平樂翁
足ルヲ知ルハ自然ノ富ナリ　ソクラテス
小大ノ事、未タ曾テ儉ニ始マリテ奢ニ終ラサルモノアラス　古賀精里
勞働ハ石ヨリばんヲ作ル　西諺
勞働ハ身體ヲ敎養シ、學習ハ心靈ヲ敎養ス　スマイルス
勞苦ハ能ク百事ニ勝ツ　チヤルス、ノルゼント
勉强ハ恰モ幸福ヲ生ム母ノ如シ、天ハ萬物ヲ人ニ與ヘスシテ働キニ與フルモノナリ　リチヤードソロモン
凡テ汝ノ手ニ堪フルコトハ力ヲ盡シテ爲セ　ソロモン
人ノ生レテ世ニアルハ勤ノ一字ニ在リ、勤ムレハ物事不足ナシ　左傳
勉强シテ倦マサル者ハ、萬物ヲ化シテ黃金トナス、光陰ト雖モ亦之ヲ化スヘシ　西諺
時ハ即チ金ナリ　ウエーランド

朝ノ時間ハ其口ニ黃金ヲ含ム　フランクリン
鷄鳴ニ起キサレハ日暮ニ悔アリ　楠公家訓
晝間ノ時ヲ集メテ組立用フルトキハ足ラサルコトナシ　ゲイテー
過去ニ慮リ、現在ニ働キ、未來ニ樂ム　ビーコンスキールド
勉强ノ眞正ノ價値ハ平安ニ棲息スルヲ得ルナリ　ウヲルテール
力ヲ勉ムルハ富ニ趣クノ道路ナリ
天下ハ勉强忍耐ナル人ノ所有ナリ
大ナル富ハ足レルヲ知ルニ在リ
奢ル者ハ富ミテ足ラス、儉ナル者ハ貧ニシテ餘リアリ　西諺
富ハ左手ニ快樂ヲ運ヒ、右手ニ名譽ト勢力トヲ齎スモノナリ　ハメルトン
芳名ハ巨萬ノ富ニ優レリ　チヤルス、ノルゼンド
朝餐ヲ奢侈ト共ニスレハ、午餐ヲ貧乏ト共ニシ、晩餐ハ汚名ト共ニスヘシ　西諺
儉ヲ以テ得タル資財ハ減リ、手ニテ集メ貯フル者ハ增ス

ソロモン

義ニ依リテ得タル僅少ノ物ハ、不義ニ由リテ得タル多クノ資財ニ優ル

ソロモン

爾ハ玉ヲ以テ寶トナシ、我ハ貧ラサルヲ以テ寶トナス

劉倘新序

儉約ハ智惠ノ娘ナリ、節制ノ姉妹ナリ、自由ノ母ナリ

フランクリン

節儉ノ要道ハ小利ニ意ヲ注クニアラスシテ、小費ヲ省クニアリ

ベーコン

借ル人トナル勿レ、貸ス人トナル勿レ

セキスピール

負債ハ自主ノ人ヲシテ奴隷トナス

ウエルリントン

衣食足テ禮節ヲ知ル

管　子

人ヲシテ勤勉ナラシムレハ彼自カラ善人タラン

ハワード

節儉ハ家ヲ齊ヘ國ヲ治ムル精神ナリ

スマイルス

懶惰者ノ體ハ即チ生ケル人ノ墓ナリ

アンセルム

英才トハ忍耐ノ別稱ナリ

ピユオン

第六節　衞生清潔

健全なる精神は、常に健全なる身體に宿る。心身の保健に須要なる綱領、五あり、

一　飲食を節制すへし

二　身體衣類を清潔にすへし

三　運動を怠るへからす

四　十分の睡眠を取るへし

五　常に精神を爽快ならしむるへし

犯罪人は、身體衣服の不潔に頓着せさるものあり。昨日飽食暴飲し、今日飢渴を忍ふものあり。夕に繒纊を纏ひ、朝に錦繡を被るものあり。白晝睡りて暗夜走るものあり。その生活や甚た不規律にして、且つ節制なきこと、到底常識を以て測るへからす。故に最正なる規律を以て、清潔を自覺せしめ。一定の時間を以て、勞働、飲食、起臥、休憩、せしめ。因て保健の意思を養成するは、亦犯罪救濟の要素たること、火を視るより明か也。刻下行刑の制度に於ける衞生清潔の施設、猶ほ完全ならすと雖も、遇囚上の用意は一日も之を等閑に付すへからさる也。

松平樂翁

寡慾ハ、是レ齡ヲ延スノ第一法ナリ。

某醫學士

克己ノ人ニ非サレハ衞生法ヲ守ル能ハス。

エスツレンジ

資財ノ幸福ハ、幸福ノ最モ下品ナルモノナリ、身體健康ノ幸福之ニ優リ、最上ノ幸福ハ唯是レ心ノ快樂ニアルノミ。

世ノ人ハ飲食センカ爲メニ生キ、我ハ生キンカ爲メニ飲食ス。
ソクラテス

酒ハ內應者ノ如ク、先キニ友ト爲リ、後ニ敵ト爲ル。西　諺

朝早ク起キルハ、家ノ榮ユル兆ナリ。
大和俗訓

清潔ハ健康ヲ保ツノ要務ナリ。
勸善訓蒙

健全ノ身體ハ勞働ヨリ生ス。
西　諺

口腹節セサルハ、病ヲ致スノ因ナリ。
省心雜言

善ク勉メ善ク遊べ
西　諺

第三章　視察の機會

第一節　總說

因人の行狀を視察することは、困難は實に困難なり。されど、彼も人なり、我も人なり、人と人と相交り相識るのみ、何ぞ尋常交際の範圍を出でん。吾人の心的現象は、吾人の日常の活動に於ける、見聞し云爲する外界を離れて、別に視察することを能はず。彼の喜怒哀樂する心的現象をして、我の熱誠博愛なる心的現象に映せしむるには、洵に微妙の間に、一縷の光明の存するありて、所謂幾を知る者は、それ神なる歟の趣味、津々として自から其中に在り。平靜なる腦漿、清冷なる血液、爛々たる慈眼、聰敏なる慧耳、此の四者は、行狀視察の任に當るものに、必要なる資格なり。苟もこの資格あらんか、彼の行狀を視察するの機會に遭遇せは、必すや彼の行狀の動機を認識するを得ん。

史を讀むに。藤原秀鄕か、平將門を訪ふや、彼れ箸を投し、髻を握りて歡迎せり。秀鄕、彼の輕卒にして大事を共にするに足らさるを看破したるか如き。張良か、下邳橋上の老人に逢ひ、履を橋下より拾ひ捧けて、孺子敎ふへきを知られしか如きは。人物を觀るの機會、實に一擧手一投足の間に潛伏するを知るへし。將門にありては、軍師を得んと欲する動機により、輕卒の迎接を演し。子房にありては、老人の一癖ある巨人なるを知り、利を受けんとの動機により、忍容の態度を示したり。此間の消息は、資て以て遇囚上の視察を領會するを得ん。張良たれ、秀鄕たれ、將門となりて、囚徒に嚙けらるゝこと勿れ。

第二節　刺激と動機

外界より心裏に刺激を與ふるときは、心裏に波動を起し、反て外界に向て活動せんとす、是れ所謂動機なり。動機は內部より生し、刺激は外部より來る。彼此反應し、相接觸すること甚た急なるか故に、二者を混同し、刺激それ自身を指して、直ちに動機と謂ふは、不可なり。

試みに、數訓書一二を展觀せよ、柳條に飛ひ上りたる靑蛙は、道風の眼に入り、心裏に刺激せり。彼れはこの刺激に感動して、六十の手習を始めたるにあらすや。

徹盡たりとも、勉むれは必す成功す、我れ老たりとも、人の成す手習を、成し得さるは恥也との感情　是れ彼れか、書聖となりし動機ならすや。同遊の一兒か、甕中に墜つる一刹那、温公、忽ち石を拾ひ、撃一撃の下、甕破れ水迸しりて、兒の命や安全なり。温公の目に觸れし墜落の狀、その耳に響きし水に落ちし聲、是れ刺激なり。命を助けんと欲するの情緒、是れ動機なり。咄嗟の間、撃破の快手段を演したるは、是れ活人の行狀ならすや。若し夫れ兒の墜落、青蛙の飛躍を視て、温公の機智道風晩學の動機と謂はんか、是れ渇して水を飲まんと欲するものは、水を動機と謂ふか如し。内外顚倒、其愚には及ふへからさる也。

故に、行狀を視察するには、先つ動機を探究するを要す。動機を探究するには、先つ外界の刺激を知るを要す。外界の刺激ある時、及ひそのありし後、是れ行狀視察の機會とす。機會なきにあらす、之を知り之に投する能はさるなり。否、刺激の來るを覺らさるなり。若しそれ刺激の來るなくんば、汝、自から刺激を與へよ。行刑規律の許す範圍に於て、彼れを懲瑟し、誘導し、提撕し、督屬し、矯正し、感化するの手段を施すは、汝の職分ならずや。

○司獄官吏躬行論（上）

弘光忠誠

緒論

余疇昔小川滋次郎先生の著せる獄務要書を讀み其第一章緒論に曰く「言ふは易くして行ふは即ち難し人情動もすれは難を避けて易きに就かんとす世間多言の人ありて躬行の士少き所以にして古聖か言に訥にして行に敏ならんことを努めよと戒めたるは蓋し之か爲めなりクローネ氏曰く監獄は躬行實踐の聖域たり空理空論をして一歩も此の聖域を犯さしむる勿れと」又同先生の著せる獄事談を讀み其の獄制の方針如何との一章中謂ゑるあり曰く此に所謂精神的敎養なるものは單に宗敎を說き倫理を講し若くは敎育を施すと云ふか如き狹義の意味に非す規律を勵行して放逸の惡僻を矯め就役を督勵して無職遊情の習慣を正し且つ個人的自由行動の範圍を窘縮して罪惡を反省悔悟せしむる所あるか如き凡て皆精神的敎養の範圍に屬するものと謂ふへし」と乃ち知る治獄の道蓋し此に存するにあるか夫れ然り如此んは治獄の秘訣は靈的心ろに在りて物的形骸のものに非らさるや又知るへき也、故を以て職に司獄の重任を帶ふるもの其刑法の目的たる刑の執行をして完然の域に到達せしめんと欲せは須らく其罪囚をして靈的心ろの根底より遷善改過の人と

化せしめ以て躬行實踐の德を修得せしめすんはあるべからす而して其罪囚をして之か修養を得せしめんと欲せは司獄官吏たるもの亦已れ自ら遷善改過躬行實踐の人ならすんはある可からす古聖曰く汝ち他人を誨ゑて竊む勿れと勵めて自ら竊するか汝ち他人を誨ゑて淫すへからすと諭して自ら淫するか乎又汝ち他人に飲酒喫煙すへからすと諭して自ら飲酒喫煙すれば何の益か之れあらん」とクロネー氏の所謂躬行實踐とは夫れ此の歎嗟なからしめんとにあらさる乎、大學云、自天子以至於庶人壹是皆以修身爲本、夫れ然り身を修むるは之れ道を行ふの本なり故を以て身修らすして道行なはるゝの理なし縱令外面は善行を裝ふと雖も身修らされは內、道義の勢力なきを以て外、誰れか悅服親和するもの之あらんや況んや刑餘の罪囚に於てをや

於此乎余頃者間を拋て淺學菲才を顧みす司獄官吏の躬行實踐の宗とする所如何を左に論述せり冀くは司獄の大家愚拙か爲め高敎を吝む毋らんことを

第一段　清潔

清潔か清潔に二あり一に曰く物的清潔二に曰く靈的清潔之れ也物的清潔とは夫れ如何曰く凡そ吾人肉體の五官を以て接觸することを得るもの之なり或は遠く山嶽の人環を拔きて高く大空に聳ひえて清く、或ひは草木の欣々然として青々清く或ひは河川の滔々として溶々流れて清く或ひは海洋の瀰漫として萬里一碧清く、或は近く吾人の底圍家屋の清掃遍洒一點塵埃の飛揚なくして清く、或ひは身體衣服器物の如き或ひは沐浴或ひは汚穢なく或ひは整然として清きか如き前者は自然に清く後者は人爲に清きも其清きに至りては則ち一つ也、然れとも兩つなから之れ皆な宇宙に森羅する物像の清潔にして余か云ふ處の清潔に非らさる也

然らは何をか靈的清潔と云ふや一言以て之に答ふれは吾人は肉的惡念過慾を抑制し以て光明潔白の精神を發揮するにあるを云ふ也、孔夫子の所謂明德を明らかにすと云るか如き、孟子の所謂浩然の氣、莊子の所謂逍遙自適、基督の所謂清心者福矣以其將見神也、と謂へるか如きは均しく之れ吾人の靈的精神の潔淨無垢なるを說きしに非らさる乎、嗚呼明德をして明らかならしむるも浩然の氣を養ふも逍遙自適の自由境に到達するも或は又た純然の神に見ゆるも豈に夫れ惡念過慾不淨不潔の肉慾的罪惡に沈溺するもの如何そ此の光明潔白自由安心の樂園に到達するを得んや斷して能はさる也、故を以て吾人治獄に（或ひは官たるもの）志しあるもの、內に無垢潔淨の精神的修養を爲し以て其精神の勢力をして外罪囚に及ほすの覺悟なくんは時に或ひは大なる罪惡に陷ゆることなきにしも非さるなり、洵に吾人の修養すへきは靈的精神の潔淨是れ也、此の修養ありて大は國家の利益を補け小は個人の福德安心を得、遠くは又混沌たる圍塊の天地を超脫し以て無邊の眞理と調和し近くは又可憐の罪囚をして遷善悔悟の善域に誘導することを得るな

り於此乎余思ふ靈的精神の潔淨は治獄の根源にして亦安心立命の素因たる也、余其の多くを見すと雖も吾邦監獄の清掃淨洒監の內外を問ばす結構にして一點の浮塵なく諸物の整然として一物一器の散亂することなきは他なし物的潔淨の慣行を養成し遂に馴致して以て知らす識らすの間に靈的精神の潔淨に調和するを期するものに非すして何そや故を以て監獄に於ける清潔をして單に物的衞生上の清潔のみと解するあらは洵に無意味の至りと謂つ可き也

第二段　正直と赤誠

正直か正直は眞實なり眞實は心中の誠にして誠は心中の眞理なり程子曰く忠信者正直之謂也、以人言之則實理と人間一切の行爲は此誠に依準して天眞を顯さゝるへからさる也、朱子曰く誠は眞實無妄之謂なりと中庸に曰く誠は天之道也、誠之者人也、誠者不勉中不思而得と洵に然り見すや地球上に森羅する生物は其物象の千態萬狀なるも四時の四德と共に凡て天眞を表示しつゝあるに非すや故を以て萬物の靈長たる吾人々類は其面貌體軀の千差萬別なるも心中の眞理たる誠に至りては萬古千秋今に至りて變易なし之れ桃花は年々紅に李花は年々白ろきも均しく其天眞を發揮して違はさる也人に至りても豈之と同一なるに非らすや余思ふらく吾人司獄の重任を帶ふるものは出てゝ監に奉務の日と退ひて家に休養の日たるとを問はん其生活の儀態をして正實の圖規となし以て俗間の目標となるを務めすんはあるべからす何を以て然るか曰く彼等幾百千の罪囚は自己に直接する官吏其人の一擧一動一言一行を熟視し以て己か改過遷善に進むの楷梯標準となせは也余、疇昔浦和監獄に奉職中一囚あり極惡暴戾にして放縱毫も獄則規律を遵守せす一日彼れに訓誡を加へたるに彼れ頭を搖かし陳して曰く上長の言もとより理あるも弊囚を誡護する某の如き出務の日は謹嚴の如くなるも家庭にあるの日は放逸縱橫其尊親妻女に平ならす譎詐過言其醜態唾斥するに餘りあるの人、弊囚は朝暮某か近隣に住居して之を聞見せり如此表裏の行爲あるの人今ま己か囚人たりと雖も歸依尊敬するを潔きよしとせすと云ゝり彼れか如き惡因の言元より信を置くに足らすと雖も吾人亦以て學ふ處なきにしも非さる也、故を以て吾曹は其の風聲鶴唳にも之か注意を拂ひて一指指さしを受くる處なき克己的正實の生活を爲し以て自己直監の幾多罪囚をして心ろの深き根底より歸依信服同化のものたらしめざるへからす之れ即ち躬行を以て彼れを改過遷善せしむる無言の說敎訓誡に非すして何そや、於此乎余惟ふ遇囚の秘訣は蓋し彼等をして吾人に歸依信服せしむるにある乎、苟も如是んは吾曹は眞實を盡し誠を致して以て彼等を德化せさるへからす然りと雖も其誠其眞實にして彼等を深愛するの精神より出つるに非らされは何の益も之あらさる也謹まさるべけん哉

○附たり正實の形骸に依りて顯はれしもの

歷史は證明す大古は措置き吾邦中古孝謙天皇の御宇、天平、景雲三年の一大珍事發出するに當りて妖僧をして肝膽を寒らしめし和氣清麿を渠れ帝の命を奉して宇佐八幡の託宣を乞はんと欲す發するに臨んで道鏡目を瞋らし劒を按して清麿に謂て曰く

「大神欲レ使二我即一レ位、今所レ以詔二使者一、蓋爲二此也一、汝詣二宇佐一、奉二神教使一レ我得二所レ欲、則授二汝太政大臣一、委以二國政一、如違二我言一則處二重刑一」と清麿唯々として拜受し宇佐八幡に參詣し數旬の後ち歸奏して曰く我國家開闢以來君臣の分定れり、臣を以て君とせしこと未あらす天日嗣は必す皇緒を立つへし而るに道鏡悖逆にして輒く神器をなきを得たるは洵に之れ清麿か皇室に一身を供獻せる眞實赤誠より發する忠節にあらすんは奚そ當年第一の勢力家にして權威堂々天下を壓するの太政大臣禪師をして恰も街上の塵埃を吹き飛ばすの易きよりも易く雲上より掃除し去るを得んやして不能也依レ此觀是は今日徒らに權門に屈從諂諛して以て己か獨立の良心を賣り交友を賣り師長を賣り同僚を賣り以て得々たる俗輩に至りては豈云ふに忍ひざる也、韓愈の上二張僕射一書に曰く嘗好二其開一レ命而奔走者一、不レ好二其直一レ己而行レ道者一、開レ命而奔走者好レ利者也、未有二好レ利而愛二其君一者一、未有二好レ義而忘二其君一者一、と誠に至言と謂つべし

（後略）

室を守護し以て其芳名を無窮に轟すことを得し也之れ他なし公等一門の正實、赤誠は一大團塊となり以て高く混沌たる物的の天地を超脫して身外無邊の眞理と結合せしにあらされば奚ぞ如斯くなるを得んや不能也、噫偉大哉正直の德や玆に至りて其勢力の無盡なるを知るに足る也、

二十八年征清の役の如き又現時征露の役の如き振古未曾有の大戰に際りて海陸の王師連戰連捷を博し帝國の威武萬邦に宣揚し以て大和民族の技倆を四海に誇示し以て雄を歐米の列國と競はんとするに至りしは何ぞや他なし二千五百有餘年繼承し來りし四千五百萬同胞の無盡の赤誠即是也、此の赤誠亦移して以て獄務の要訣と爲すを得る也



講話

○臺灣監獄談

臺灣總督府法務課長　手島兵次郎君

それから次に第三段に移りまして是より臺灣の監獄では一體如何なる役業を囚徒にさして居るか、人間か異るから非常に變りた職業がさもありさうに見へるのでありますが實は之を扱ふ官吏の側に臺灣人が居ないのでありますから特に臺灣的の職業と云ふものは餘りない、併し內地にない物は澤山ある、出來上りました品が臺灣人に賣渡つて臺灣人の着て居る物若くは使ひまする物を造ると云ふまでには至らない、彼等は非常に粗末なる物のみしか使はない人間であつてとても監獄へ注文する丈の品は使はない、草鞋を造つて見たところで裸足で歩るく奴でありますから少しも用を爲さぬ、又着物は醬の正月に鼠木綿の單衣の上下を一家殘らず新調する、是が即ち一年中の着物を拵らへるのであつて、寒ければ下に古いのを重ねて着る、又氣候も其位で貧乏人には凌いで通れるのでありますから餘り生活上の必要としては衣服の數は要らない、下駄履物も要らない、又熱いと云ふ想

像からさも傘などが賣れるかと云ふと炎天に辮髪をグル〳〵卷にして少しも頭に大陽の當ることを厭はない、頭も足のさきも氣候に對しては我々の想像以外に鍛上げたもので、ヂット家に居つて仕事を致しまする者は傘の一つも買ひますけれども、普通人は頭も足もむき出しで燒け砂の上であらうがレールの熱して居る上でも裸足で歩るいて一向平氣なのである、斯う云ふ人間でございますから餘り身體に着ける品を作業品としてさせたところで容易に客が寄つて來ない、又家の一體の生活模樣から見ましても極めて單簡なもので、入口に僅かな應接間と云ふか玄關と云ふか座敷と云ふか土間があつて家の内にボン〳〵時計の一つでも置いて玄關もあればそれが座敷なり玄關で奥は押入同樣の所に寢臺がありまして其中へ寢れば蚊帳も要らない布團も要らない、斯う云ふやうな生活法がマア中以下の狀態と云ふてよい、尤も良い家には大なる宏壯の家もありますけれども、是等とても矢張器具器械に至りましては極めて簡單でございまして、餘り是等に向けて賣出すと云ふやうな物もない、大要さう云ふ風でございますから、内地の如く種々雜多の物を拵らへて、桶も飯櫃も下駄から洋傘と云ふ風に拵らへて臺灣人の需用に應すやうなことは出來ないのでございまして、寧ろ内地なり西洋なり外に向けて出す物を多く造つて居る、今日設けて居りまする此作業の種目は玆に列擧いたしまして且つ如何なる監獄に之を施設して居るかを監獄別に書いてございまするで此表を御覽に入れます。

監獄既設作業種目

種類	種目	施設監獄
裁縫工	和洋裁縫	臺北 臺中 臺南
洗濯工	和洋洗濯	臺北 臺中 臺南
木工	桶箱	臺北 臺中 臺南
	大小桶	臺北 臺中 臺南
	指物	臺北 臺中 臺南
鍛冶工	鑄物	臺北 臺中 臺南
	掛物	臺北 臺中 臺南
靴工	靴	臺北 臺中 臺南
製帽工	林投帽	臺北 臺中 臺南
	梨帽	臺北 臺中 臺南
煉瓦工	煉瓦造積	臺北 臺中 臺南
瓦工	瓦積	臺北 臺中 臺南
石工	切積	臺北 臺中 臺南
竹工	細工	臺北 臺中 臺南
繩工	糸繩	臺北 臺中 臺南
草履工	草履	臺北 臺中 臺南
網工	網	臺北 臺中 臺南
藥工	草履	臺北 臺中 臺南
	繩	臺北 臺中 臺南
	莚	臺北 臺中 臺南
	奮	臺北 臺中 臺南
	藥	臺北 臺中 臺南
	打繩	臺北 臺中 臺南
蘭工	疊	臺中
	莚	臺中
機工	糸織	臺北
	染織	臺北
	梨工	臺北
苦工	搗工	臺北 臺中 臺南
米搗	米搗	臺北 臺中 臺南
紙工	紙細工	臺北 臺中 臺南
	狀袋貼	臺北 臺中 臺南
耕作	耕作	臺北 臺中 臺南
官有地拂下開墾	官有地拂下開墾	臺北 臺中 臺南
土方工	土方運搬	臺北 臺中 臺南
雜役	各役業ニ屬スル雜役事	臺北 臺中 臺南
	除髪	臺北 臺中 臺南
	病人看護	臺北 臺中 臺南
	葬埋	臺北 臺中 臺南
監獄傭夫	炊爨	臺北 臺中 臺南
	焚湯	臺北 臺中 臺南

此中に內地風の物が澤山ございますのは　是は唯今申上げる狀況で、是が臺灣で捌けて賣れると云ふ物でなく寧ろ臺灣に居る內地人の爲に若くは內地へ出し或は監獄內での需用、斯う云ふ側から設けて居るのであります、それから此作業の中で稍や內地になからうと思ひまする、臺灣パナマとか或は籐の椅子を拵らへまする狀況を作業の有樣の寫眞を御覽下さる時に御注意を願ひます、一體の作業の發達狀況は如何であるか、是こそ監獄經營の上に於きまして聽いて見やうと云ふ方が多分あらうと存じますが、誠に徹々たるものでございまして、こゝ二三年前までと申すものは尤も囚徒も少なかつたのでありますが、僅かに二萬內外の收入しか得られない、經費は五拾萬以上費しまして作業收入は三十五年度などは僅かに豫算面では一萬六千圓しか見積ることが出來なかつたのであります、幸に建築が漸次出來りますに隨て工場も夫々整ひ又色々工風の結果材料を安く手に入れることに致し次には成るべく金目の上がるやうな作業をして此列擧中でも三千五六百內外の者が從事する作業で莚にある林投帽と云ふ帽子です、是は全部支監に至るまでやらせて居りますが、是は非常に金高になるものでございまして、是が兩三年前より賣れ口も廣くなり大分熟して參りて既に生徒の中で三年生最早今年は四年生で四年間もやつて居る者があつて、熟練するに隨つて仕上も上手に早くなると云ふ爲に段々額が增して參つて僅か兩三年前には一萬六千圓許しか見積ることの出來なかつたのが今日に於きましては十萬三千圓の收入を得るに至つた、即ち三十八年度に於きましては全經費が五十一萬圓でそれに對して拾萬三千圓の收入を豫算通り是は無論出來る見込でございますが、爲し得られたならば丁度內地の六百萬に付きまして百二三十萬の收入を得ると同比例を見るであらうと思ふ、若し此比例通りに行きますれば臺灣は或事情の爲に三割四割經費は餘計かゝつて居りますので割合にすれば指の先から上つて來るものとしては收入は內地の比例よりも餘計あるやうに考へます、是は現に三十七年度に於きまして稍や拾萬近い收入を今仕かけて居る位でありますから無論明治三十八年度では此成績を擧げ得らることゝ思つて居ります、最も此收入の多いと云ふ製帽に從事いたして居る者が約三分の一あります、唯今では千人以上之に從事させて居りますが、今後良い籐の材料さへ得ましたならば籐細工は精巧なる物を拵らへまして、無論內地と申さず或は香港から新嘉坡の邊年中夏の國に對して輸出するに付ては大變便利を有して居る、是は內地へ送りますると餘り運賃が遠はないで南に向つて送りましたならば、內地の如く僅かに夏物が三月か四月で捨てられると違ひまして殆と一年中夏帽を被ぶり通すと云ふ所でありますからさう云ふ所に向けて捌ける物を拵らへますると、向ふで百人の人が需用するならば內地の三百人分に當る即ち數が餘計捌けると云ふことになります。

それから茲に作業に付きまして一つ内地と異つて奇態な現象のありますのは先刻第一席に刑餘云々の問題の下にお話になりました社會との調和と云ふことに付て臺灣では作業上奇態な關係を持つて居る、是は臺灣人に限つて入用な物と云ふ方面から種類を起しませぬものでありますから、彼等に取りまして出獄後極めて好い職業を覺へて出たことになる、と云ふのは學校もなければ、さう云ふ事業のない事柄を覺へて出るのでありますから生活に對して都合が好い、マア臺灣人から云へば文明の職業です、勿論石工の如きは多少ありますけれども、彼では一體に石細工と云ひまするとの河原の圓るい石を採つて來て土と一緒に交ぜて壁を作るのであるの、ところが日本のは石を角に切りまして寸法を取つて種々加工するので、是が大變に職業を與へる原因になりまして、又或は洋服の裁縫とか靴を造るとか指物とか是等の種類の作業は先づ今日では監獄が恰も工業學校であるかの如き有樣で、外にさう云ふ仕事をやる所がない爲に監獄内で覺へて出た者は大變世間から需用が多い、殊に臺北の如きは監獄へ夫々申出がある、私は何處の靴屋であるの良い職工は出ませぬか放免の者がありますれば世話をして呉れと云ふやうな希望もあつて、指物屋が内地人の下職を使ひますと一日一圓二拾錢の工賃を拂はなければならぬ、それが臺灣人であれば七拾錢でよい、石工の如きも内地人で參つて居る者であると八九拾錢取る、ところが臺灣人であれば三四十錢で濟む、而も彼等は熱さに能く堪へて根氣よく働く、斯う云ふ利益のある爲に臺灣人の勞力賃と云ふものは内地人と同し働をしながら半分位である、そこで内地人で指物をやつて居る者も又靴屋を始めて居る者も洋服屋も石工も爭つて監獄の囚徒を使はうとして居る、夫故に一年以上も監獄で習ひまして出る時になると其程度に應じて爭ふて引取人が出て來る、是が内地では私は無論さうでなからうと思ふ、尤も一二特殊の例は格別でございませうが世間に斯う云ふ事を教へる所がない、或は勞力の安い支那人を呼寄せれはよいでありませうが、夫等は眞の勞働出稼でさう云ふ手細工をする奴は來ない、依て監獄歸りが非常に歡迎される、詰り安くて重寶であると云ふのです、此間もさう云ふ例がありましたが、洋服裁縫で二年半許も入獄して居つて、此者は大變に監獄内でも此奴の手は上手であると云ふ評判を得て居つた、是が監獄の世話で下職に這入つたのでありますが、之に對して洋服屋が八十錢の日給を出す、それから監獄を出る時に何んでも三四十圓も溜つて居つた、之を携へて出たのと外で大變よい日當を取ることになつたので、半年ほど致すと監獄へ禮に來て云ふに、お蔭で私も女房を貰つた、と云ふのは臺灣では御承知かは存じませぬが妻帶するには金がなければならぬので、言はゞ結婚は賣買婚で結納金として金を出さなければならぬ、女の方は一文も使はないで迎へる方から其位地若くは容貌に依つて二三百圓より千圓位が普通相場で賣買である、忽ち

其囚徒は目的を達したと云ふやうなことで、是が通常世間でございまするが、十五から稼始めて日に三錢四錢溜めましてもナカ〳〵二十五歳やそこらでは一通りの容色の者を女房にすると云ふことは出來ない、中以下の者でありまするに獨身者の多くは其金の溜らぬのに臺灣人はいつも苦む、是が普通丁年前後の者でございますれば日給二十錢か多くは三十錢しか得られない者が出ると忽ち八拾錢の相場が付いて半年監獄で貰溜めた工錢を入れると丁度妻帶が出來る譯で非常に出精したと云つて世間でも褒め本人も非常に喜んで監獄のお蔭であると云ふので態々禮に來たのであります、其他典獄の所へ行つて見まするとまだらもさう云ふ話があるので、官宅へ來て大々的大人と云ふのです、(それはどうでふのかと云ふと看守なとに向つては大人と云ふ其上の臺灣では監吏と云ふこちらの看守長でもあれば服制が違つて上官でありますから彼は大的大人と云ふ又其上の典獄であるから大々的大人と云ふのです)、モウ決して惡るい事をせぬでもよいやうにコンナ着物が着れるやうになつたと云つて美服を着て典獄の門に來て禮を述べる、畢竟彼等には獄制などと云ふ考はないから實に典獄のお眼がね一つで斯う云ふ好い職業を授けられたのであると云ふ感じが彼等にあると思ふ、隨て監獄署へ行つて典獄に禮を述べる、斯う云ふ風でございまして社會とか調和とか云ふ問題は早晩には起るでございませうが、また小數には起つて居りませうが概して內地よりも感じが薄い又ものに依りまするに彼等は所謂日本的刑法に觸れて罪になるので臺灣人仲間では大に從前でも泥棒强盜は仕方ないのでありますが、それ以下の者は監獄へ這入つても幾らか相互內地人の感じよりも彼等の感覺は薄いに相違ない、其點が幾らか助けて居りませうけれども、餘ほど世にない職業で而も其職業を以て內地人特有の職業を半値なり三分の二の賃錢で働いても尙ほ彼等はよいと云ふ社會上の位地を有して出るからして所謂生活に困難を見ない、隨つて總ての者が此の如く禮に來る譯ではございませぬけれども、思ひまうけない感化となる結果が此作業の內地通りの事をやつて居りまする爲に起りて來るのでございます、疊屋でも何んでもです、內地人が今日二三年にして排斥を受けて失敗して歸る者の多いのは詰り此勞力の安い者が仕事を覺へて安い賃錢で朝早くから夜晩くまで金さへやれば夜でも決して厭はない、是は寧ろ內地人の失敗でありまして隨つて監獄は其要求を受けて斯う云ふ者を出すものでありますから非常に監獄歸りと云ふ者は有用な人物になると云ふ形ちで出獄後の心配と云ふことは少ない、勿論是に安んじて居る譯には往かぬのでありまして諸般の設備が整ふと同時に本年は少しく免囚保護の事に付て今一層臺灣でも研究して置かなければならぬと云ふ考を持ちまして本年三四月頃を以て內地の模樣も伺ひたい積りで各監獄の一課より致して一人宛內地へ出まして各監獄の御模樣を聞合せることにしてありますが、序でなが

らさう云ふ者が皆さんの御奉職の所に出ましたならば十分の御教示を願ひたいと思ひます、作業の事は先づ大體此位に致しまして、次に四段目の囚人の模樣に付てお話申上げやうと思ひます。

囚人の模樣を極めて簡單に申上げると、從來はどの位人數が居つてどの位死亡者がある、或は逃走は幾人位あつたらうか、又內地に餘りございませぬ、所謂監獄暴動をやりましたことが多くございましたが、是等は幾年來起つて今日は如何なる狀況になつたか、或は特赦假出獄をした者などを御覽になり得るやうに三十六年までの一覽表に致したものを御覽に入れます。

自明治廿九年
至仝　廿六年　監獄成績一覽

種別	年度	廿九年	卅年	卅一年	卅二年	卅三年	卅四年	卅五年	卅六年
在監人一日平均人員	人	六八三	一、四一一	二、一二	二、三二〇	三、〇〇三	三、三四五	三、八二四	四、〇四八
死亡者	人	三一三	六六九	四七四四	二八三	一九五	一四六	一二二	一二六
死亡者百分比例		四五・八三	四七・四一	二一・四〇	一二・二〇	六・四九	四・三〇	三・一六	三・一一
逃走者	人	七一	八二	五三	三七	三八	二一	六	六
反獄暴動ノ際斬殺シタル者	人	不詳	不詳	不詳	二七	一〇	六	一	一
特赦假出獄者	人	—	—	三	二	一〇	五	四	五
死刑	人	—	—	九	一六	一〇	二	二九	二九
良民千人ニ對スル在監者ノ比例		—	八	八〇	六七六	八八一	五五七	一・二七	一・三五

備考　ペスト死亡者卅年二人、卅二年二人、卅四年六人。卅六年良民ニ對スル比例ハ卅五年末現住人口三、〇〇〇、一一二依ル

寄書

○監獄作業論

東海稿

國家の隆替は億兆の貧富强弱に關する者多く特に人民殖產興業の榮枯盛衰は人民の勤惰如何に關する者少しとせず何をか人民の勤と曰ふ協同一致民務を失わずして則之を成するものなり何をか人民の怠りと謂ふ民其務を失ふて之を害し其時を失ふて之を敗るにあり我國今や魯國と交戰す幸に連戰連捷するも國民たるもの財用の道を講せざれば測るべからざる禍を受けん兵法の作戰論にも帶甲十萬千里糧を饋り內外の費へ賓客の用膠漆の材車甲の奉日に千金を費す然して後十萬の師を擧ぐと又曰く久く師を暴らす則國用足らず兵を鈍らし銳を挫き力を屈し貨を殫すと之を以て見るも戰は地に餘利あり民に餘力あるに非れば勝つこと能はざる燗赫として火を見るよりも明なり是に於て

か豈監獄作業の務め時局に於て忽にすべけんや國家實業の發達工藝美術の精神機器の發明業務の擴張今日より急なるものなきか

抑も我國土壤膏腴寒暖其宜きを得農業最も能く利を享く又礦山を開くも大利あるものにして地の體質土石類鹵類金銀類著火質類を以て成るものあり土石形質一ならず沙泥沙灰埴白粉等の如き是れなり金銀銅鐵鉛錫鑛の如きは其利偉大なり又漁業の如きも其利多し然れども我國環海航運の便宜きを制すれば只地に遺利なきを期すると共に民に遺力あるを尊び戶口蕃殖し田園能く墾け機器多く社會に完美し殖產興業の力日に盛にして富國の道自ら拓けんのみ然れども監獄にあつては大に社會の工業會社と異り收利收益のみを以て目的となすべからざるものあり則ち刑罰の執行と謂ふ本務より配合するものにして二者輪軸の相伴ふものあるなり抑も勞働は辛苦を常とす則ち切瑳琢磨勉掌努力搖據經營黽勉精研其最小數 Minimum を以て之を積み効用の最大數 Maximum を得るの方案は大に考究せざるべからざる難問題にして換言すれば勞働

は直接の生産力にして元來勞働の生産力增殖するか若くは減縮するものは其源因種々あり則天然人爲の事業人間の意想智識感情及び制度是れなり又理財學上勞働は如何なるものと雖も日々作業上必す終了せざるべからざる課定の實行に依て固く之を保護せざるべからず則罪因と雖も人格的個人の上に非常の重きを置き善を賞し惡を罰し忍耐にして勉強する者は多少の滿足を與へ心志の快樂を感せしめ又懶惰にして倨傲なるものは其役業を奪ふて之を與へず是れ收利上分配的公正の理論にして頗る實用に適する者なり

多くの理財學者は富とは合理的缺乏Rational want を滿足せしむるもの或は又自由に買賣するを得可き物件と解釋するものあり或は良善にして有用なるものなりと論ずるものあり或は金銀通貨の餘剩あるものなりと謂ふものあり或は經濟學者は豐Riches と別けて說くものあり豐かなる語は吾が望む所ろの仕事を多數の人をして自在に爲さしむるを得ると解釋せり佛蘭西のフヲンテイン氏曰く勞働は社會の金庫なりと實に勞働は富の泉源なり若し人苟も勞働せざれば物質の一分子だも有用に供するを得べからず且物質は大概勞力を致して之を物品に作るに非るよりは社會の必要に供するを得べからざるなり故に勞働は人の守るべき天法にして之に從ふべきは則ち人の職分なり人間は勞働するが爲めに生じたれば安居の時と困苦の時に論なく勞働は必ず幸福を招くべき人間の天賦なり則ち勞働は衛生上生理學上身體及ひ精神の健康を保つに必ず避く可からず若し勞働を致さざれば貧者は艱難辛苦に陷る可く富者は悲哀不幸に遇ふ可し平生頓勞の人は無事安逸を羨ひて而して其望を達するときは其身忽ち墓所に赴くと前英國遞信大臣ホウセット氏曰く生產力の必要なる勞働は富なる者の天然を說明するに依つて今水なる品に就て之を論せんに水は時の情況に從て富を致すことあり或さざることあり譬は水は勞働力を以て必要の場所に運搬せらるゝ時に變じて富となるものなりと

But water immediately becomes wealth when labour is reguiaed to Convey it to the spot where it is needed.

麵包は麵包燒師の勞働したる結果に外ならずと雖も是れ亭ろ其一部にして麵包たるの材料たる小麥を製造する所ろの製粉師小麥を播種培養する所ろの農夫其農具鋤鍬を製造する所ろの鍛冶師其耕耘具の原料たる鐵及金を製出する所ろの鑛山師等の種々の勞働者より成立するものなり又前英國內閣總理大臣グラットストン氏演說中にも勞働者を助けて勞働の適當なる仕事を爲さしめんとする傾向の運動は政府の勞働を保護する法律の制定と殆んど同一の迅速を以て起りたるものなるが是れ果して其結果有益なるか將た有害なるか今日に於て判定し難し故に今日に於ては之より惡成績を豫期するか否らざれば先好成績を得べしと豫期し置く可し如是勞働は特に囚人の個人に取つて生營上必要の者にして一朝放免なるも未た生計を得ざるに早く既に不幸に陷り所謂草根を食し木皮を噛んで漸く餓を凌ぎ精神確乎かに其口を糊するのことさへ能わざるのみならず一椀の粥だも喫る能はざるの域に迫り勞働を除て他に活路を得べき理あらんや故に監獄が極力滿願の智能を驅けて囚人の作業を奬勵するは行刑の上に取つて止むを得ざるものなり特に個人的作業上美術技能の進步發達を謀るは審美的興味と實行興味の兩者を手工智覺力に加へしめ大に役事の上に於て思慮愼密の度を促し蠢能成功の秘訣を了解せしめ勇往直進干挫不撓の精神を涵養せしむることに工場の受持者は注意力を傾けて彼等の內部の沈思反省に及ぼさざるべからず往々軍事的紀律に拘泥して萬變一律一令の下に服從動作せしめんと欲するの戒護法は文明日進の今日二十世紀には稱す可き事に非ず人格的個人の特技を推測すると謂ふこと歐米今日の戒護法なり又彼の歐米監獄を通じて作業の智識が我國より幾層倍發達し居ることは優に囚人の壹ケ年費用の六分を償ひ盡して綽々として餘剩あり則ち英國監獄にて假りに囚人壹ケ年の衣食に要する費額を百六十圓とすれば囚人が作業上より收得する工錢は九十六圓を償ふことを得ると蓋し我國に於ては假りに約百圓として三十圓平均に過ぎずと謂ふ是れ一面刑罰執行と謂ふ神聖なる天職を盡し一面監獄の經濟を助くるものなれば決して他の營業的會社の職人

が晝夜勞働して一意專修に金儲け一點に苦み特に妻子を養ふ者とは競爭すること能はざるは桃李各長ずる所ろあつて一得一失の免れざる所ろ作業は寧ろ時間の足らざるを憂へず出精力則ち奮發力、之を解剖すれば技能上の氣概心競爭上の激昂心と謂ふを起さしむるの方法を取ること第一たり此頃關西地方の監獄は專ら木綿機織業を盛んにせしが內地用普通の反物にて價格一圓より二圓迄のもの多く毫も外國貿易の資料に非る故日露戰爭に際しても更に影響を受けざるのみか却つて農業商業共男子の出征せしが爲め女手を以て補わざるべからざるの不幸に至る爲め此業に限り非常に活氣を呈し又一方獄內仕事の爲め行刑の上に最も良く只悲む可きは之に從事するもの勢ひ工錢の累疊を重じて美術技能の名譽に重きを置かず必ず他日の顏挫衰褒を來たすを脫れざるにあり、大凡天地間自然の美術を尊んで巧妙なる意匠を凝らし實際に適して色彩を放ち一物一品も其價値をして益々增進せしめ所謂監獄の木綿に屢々洗濯するも光澤彩華を減ぜざる絲綿等なく旦夕も洗ひなりと社會の需用的氣受けを失わざることを重じて錢儲けを後にすれば作業は自から發達して工錢の收益は愈多く一個人の利益は國家の利益にして則ち人心の文野は貨財を得るの難易と相俟ちて離れざるものならむ、貨財に富みて人心野なる地なく人心文にして貨財に乏しき國なし工業の信用は生產無形の財產なり厭くまでも名譽を重するものは榮へ錢を重ずるものは枯る丶豈に恐れざるべけんや警めざるべけんや、曩に東北の或る輿獄は歷然たる男子が木綿機織を以て相當の賃錢を到る處に得之を以て一家の妻子を養ひ獨立自營の基礎を立ること頗る難事にして、放免後彼等の生計を思料するときは決して監獄適當の業に非ず、寧ろ絹機なれば必ず男子の業にして隨つて賃錢も五六十錢は得られ京都西陣等には男子此業を以て立派に一家を經營するもの多しと此論誠に正當にして同意を表すと雖も地方の情況に依り必すしも同一に律すへからさるものあり適宜の斟酌なかるへからさるなり

受刑者は官より慈惠恩愛的に給與せらるゝ工錢は苦役の時間と權衡を失ふことあるも所謂時計の針の絕間なく蟻の食を運ぶが如く蜂の蜜を貯ふるが如く限りある力量を驅けて限りなき幾種の作業に當り只管製品の絕妙巧緻を期して名譽を揚げ一面精神を改良して善道に向ふの道を行けば自から良民たるの根底を定めん何人と雖も覺へて妨げをなすものなく習ふて害を爲すものなし特に工錢の貯蓄は放免後一家の生計を立つるの基礎ならざるはなく然るに此の貴重なる作業を怠り或は粗略なる製品を出し素品を粗雜になすが如きことあらんか遂に直接には受負者をして損害を受けしめ直に監獄の不經濟を招くものなり元來監獄の作業は比較上賃錢の低廉なるものなれば受負者は非常に利益を有す可きものなるに反つて恐慌的事情に依つて案外失敗するものあるは素品を尊重せざるなきやを疑ふものなきに非ず、鐵道請負。米相場。鑛山業。投機師の如きは損害も非常なることあれば利得も非常なるものなれども監獄作業は則ち實業なれば誠に薄利小益なるもの故に受負者は些少のことにて忽ち不幸の境遇に陷ることあり品質の粗製濫造素品扱の粗略必ず此の二者ならざるなく

譬へば社會に在つて富家の主婦が木綿機を立つるに幾反織るも一寸の屑糸も結び合はして橫糸に織込むが如き農夫が草履草鞋を作るに少しの屑藁も捨てすして草履草鞋に作り込むが如き小を積んで大を爲す太山の點滴石を穿つ紙屑を聚めて豪家になりたるものあり小事と雖も必ず謹んで素品を取扱ふの急務なること論を待たず作業上の利得は小なるものにて囚人を雇ふて傘一張を製するに五厘若くは一錢の利益を目的として請負ものなれば小心翼々として深淵に臨みて薄氷を履むが如く只之を失はんことを恐れ戰々兢々として其製品を叮嚀にすれば商業を維持することを得ると雖も若し又大膽にして冒險的に出つれば忽ち破產bankruptcyの災害を受くるものなり、故に被雇者も深く之を慮からざるべからず、又木屑紙屑藁屑糸屑の注意は些少の事と雖も非常の利害得喪吉凶禍福を其業務に及ぼすこと多し物として用あらざるなし是を以て之を視ること宛然寶石の如く一般の製造所に於て棄る所ろの羊毛碎は絨褥に作る可く綿工の布碎は樹枝を束て牆に依らしむ可く秋天の落葉は貧

人當に掃ふて之を取り牀褥となすリイガーク氏曰く人每に物料を廢棄す而して棄つる所ろの者或は用ゆ可きあり創口柴紙脚本糠の如き貨物を貯藏するに便なり Are used in packing up goods. 用ひて以て盤視旁塞を爲すの需に用ゆ可し舊甚衫折り碎きて再び粗布を織る可し棉布及び麻布衣の破爛せるは擣て漿となし紙に造るべし玻璃の碎屑は倘玻璃師に戻して再び之を鎔成す可しと以て一握みの藁屑も貴重なるを察せざるべからず

從來內國人は製茶生糸を始として外國に直輸出を企つると雖も外國人の信用法則羅甸語 Credere と謂ふことに重きを置かず只一時の利益を見るか爲めに失敗を受くる多く商法は信用にあり人を欺かす價を二つにせすとの原則に反して投機的詐僞主義に依るを以て每に彼の市場に翻弄せらると謂ふ近頃各地に於て最も盛に製造し我監獄に於ても盛大の萌芽を發する所ろの經本眞田及び麥稈眞田の如きも徒らに尺量の遠度を期して其賃錢の疊聚を樂み毫も製品の遒逸精巧完璧佳良果して能く英米の意向に適するや否やの點に就ては商人は更に研究を爲すの暇なく其利害得失の調査完からざるが爲め直輸出の後外國の市場に於て價格 Value の不權衡を來たし其結果品質の精巧心匠の妙處ならざるものは外國市場に於て低落暴降を致たして非常の損乏を來たすを免れず　歐米大家の嶄新なる價格論にも物値は比較を含蓄する者にて譬へば茶一磅は其價牛肉の四磅に相當するものなりと謂ふときは一の比較が牛肉と茶に爲さるゝなり Value implies a Comparison; for when it is Said that the value of a pound of tea is four pounds of beef a comparison is made between beef and tea.

何れの作業にも製品の注意の綿密は直接にも間接にも作業の繁簗を致たす所ろにして營業者の論ずる說を聞くに何れの時も不景氣に際して物品の多く停滯をなしたるときは品質の粗雜にして價格の低廉なる者よりは品質の優等秀逸特美雅緻なる者が遙かに販賣力に速かにして凝滯の憂なしと又當業者の說を聞くに大凡一工場を設けて職人を使用するときは其使用する者の不熟練使用せらるゝ者の不經驗より恐るべきものなし何請負を爲すも賃錢の安き下等職人を使用するより損耗の甚しきものなく賃錢高き上等職人を使用するより利益多きはなしと嘗て余の實兄は關西鐵道の石工場を請負ひ備前の本場石工上等の職人日當一圓五十錢位の者のみを使用して一坪八圓以上にて石垣を積めり他の請負者は每に賃銀一日六十錢位の下等石工を使用して一坪五圓以下にて石垣を積みたりしが其結果一坪八圓の石垣は幾回暴風大雨に掛るも龍蟠虎踞動かざること磐石錬幹の如くにして一坪五圓以下の石垣は小風雨每に破壞して修繕を要する故損耗の來ること夥多しく後には全線盡く實兄に非れば石垣を積ましめざることに決定せりと云ふ是工業は上等職人より繁榮するの一例なり囚人個人の技能を進歩せしむるの策最も注意すべきなり又監獄に木挽業を課する場合を想像するに當業者は當初一本八厘の杉苗を買ふて一反十圓位の山地面に之を植へ植賃掃除賃を拂らひ二十年間下刈下掃除と謂ふ手入を爲し七十年を經過せざれば三尺五寸餘の材木たる能わず故に元山の價格は非常の高額に上れり此高價の外に運賃を拂らひ其木を囚人に挽かさしむるに未熟木挽が挽き損ひ或は準繩の違算ありて木材に多大の瑕疵を生せしめたるときは如何に損害を蒙るか是れ上等職人にて每に一日三圓均しに挽く者を使用するに非れば今日の材木屋は十呂盤を持つ能わざることを公言せり又近時監獄作業に適するものは製紙業なり是各種の纖維原料より成立するものにして西洋紙は繃縷を原料として之を製し日本紙は葦眞莖竹皮藁等を原料として之を製する者にして之を熟達せしむるも餘り艱難のものに非す故に壹年以上の刑期ある者には之を課して益なきに非す特に西洋紙は新聞雜誌書籍に需用せられ日本紙は日用の供給に足らざるものにして現に福井監獄等にて製する紙は光澤瑩潔纖麗にして硬强圓滑文字の書き易き優等の逸品なり又囚人が放免後一家を立つるも多額の資本を要せざる故に獨立營業を爲し易く器械も水舟實簏等にて藥料も曹達石灰苛性曹達位にて足るものなり又製紙會社に雇はるゝとするも男子相應の賃銀を受るを得るものなり特に外國直輸を待たざるも內

地用多きものなれば如今日時局に際しても航路の杜絶したるが如き打撃を受けざるなり玻璃硝子の製造業も今後社會の進歩するに隨ふて需用多きものなる故に相當の工錢になることを保證し又ランプのほや硝子板等は餘り困難の者に非らず特に硝子板は家屋に之を用ゆる漸やく多きを加ふるに至る器械は單簡にして原料は白砂白堊酸北鉛硝曹石灰曹達等に止るものなり是れ亦監獄作業として囚人に習得せしむるは放免後の生計に資することあるを疑はざるなり此他煉化石瓦製造陶磁器等も皆な監獄適當の作業にして之を課する監獄も多からん其利害得失伸縮張弛は多少の徑庭ある者にして意匠精巧にして雅美に富み天工を奪ふの趣きを凝らし總て粗製濫造の弊害を避けて堅牢風致を存し光彩絢爛として形狀光澤時好に適して社會の善評を受るの方法を講せば何工業として成立せざるものなし只余輩が監獄作業に於て最も憂ふる所ろは何業に於けるも囚人各自が工藝美術及手工上の所作を學んで放免後社會に使用せらるゝと謂ふの企望心を去つて只今日一厘半錢工錢の多きを望むと謂ふ私慾心は不知不識品質の粗製に傾き遂に挽回し難き沈淪傾頽萎靡疲弊の不幸を招くを保し難きに至らんこと是なり豈に警めざるべけんや

數年前の事なりし余が板垣伯に會せし時伯は頻りに手工教育と實體科學の今日の邦家に急務なる所以を以て囑せられしが其後漸く實業教育の設置盛なるに至れり夫工業上の智識を養成して其進歩を長足ならしめ單純なるより複雜に至り卑近なるより高尚に至り愈々工業に發明の新機軸を應用し思考を凝らし試驗を重ね理化の智識を運用して實利實益に便ならしむるに至るの方法を講せざるべからざるの時なり最も注意すべきは舊幕役人氣質を以て文明の請負者に接し彼をして時間を徒費せしめさるにあり殊に自ら定めたる時刻に於て處辨せざるが如きは輕侮を招くの拙劣なるものなり古人も零碎の光陰聚塊して非常の價値となる蓋し人恒久にして息まざれば零細の光陰遣次の時間と雖も後來湊合して絶大の効驗を顯すことあり人每日一時間緊要ならざることを去つて之を有益に用るときは普通の性質の人と雖も必ず一學科に長ずるに至る可し每日一時つゝ勉強し積んで十年に至らば無智愚昧の人化して聰明の人となる可し故に光陰をして菓實を生せずして空く過さしむること勿れ必ず之を用ひて或は善良の根底を養ひ或は善き習慣を長ず可きなりと

誡に人間の職役中身體の座作勞働は生理上有用にして缺く可からす病魔を退くるに大利益ありと謂ふ苟も人にして肢體を勞働せざるときは還つて鬱憂の結果、顏色青白形容枯槁憔悴羸瘦神思昏迷等の諸徵候を顯わすものなり在昔速かに富を致さんと欲するものは牧蓄の業より善き者なきを謂ひ彼の陶朱公が猗頓に教ゆる所ろ宜く五牸を養ふ可しと乃ち河東に適きて牛羊を牧し遂に天下の富豪となれりと彼西洋の監獄にては洋服縫裁針金細工計器製造時計組立活版業最も多く作業せしむと謂ふ固より其土地風俗人情を酌量して其國需用の生産力を增殖するに過ぎず抑も人の此世に居る有無互に通じ彼れ是れ相資するなり監獄に於ても生産の發達は學理に實驗に進歩せしむるは消極に積極に再犯防遏に功あるものなり又終に臨みて一言せざるを可からざるは我國古來の習慣として牙籌を取る者皆な其世襲遺例として確乎たる印形を點する書類は金券として之を尊重するもの多きも社會の法律進歩上商法實施の日尚淺きが故に彼の積寶聚錢紀極の士と雖も諸帳簿類を輕視するものなしとせず況んや事務の繁劇多忙なるときは記臆を遺忘するが如きなきを保せず事小なりと雖も最も謹む可きの事にして「可成的」を尊重して敏捷簡易請負者の煩勞と迷惑を爲さしめざるを期するは直接に間接に作業を進歩せしむるものなり佛蘭西商法第八條に曰く凡そ商人は日用の簿冊を設け置き其貸金負債商業の取引手形の承諾及び裏書其他總て如何なる名義たるを問わず己れの受取り高と拂ひ高とを每日記入し日々家內費用高の大略を每月記入す可し但し通常商賣に用ゆると雖も敢て必要と爲すに非る他の簿冊を設け置くは此の條の規則に關せざることとす又商人は人より受取りし書狀を一束に爲し置き人に贈りたる書狀は別段設けたる簿冊に寫し留む可しと

○監內に於て出生したる一紳士の手翰

進藤正直

先師某漂然去て南清に在り、獨力書房を開き士人の兒童を收めて學業を授け、專ら普通教育に由りて以て文明の光を遍からしめんとしつゝあるもの殆と十年、偶々其救護に依りて人と成り、今は好個の紳士として同地に重きを爲せる一青年あり、是れを實に吾人の同胞に土地の産か否々然らず、是れを實に吾人の同胞にして世にも可憐なる監內出生者の一人なるが、圖らすも昨春先師の紹介に依りて未見の親友たるを得、爾來時々書信の贈答に由りて益々情誼を厚うしつゝあるものなるが、氏曩に征露の師起るや義憤措く能はす、身は今故ありて異國に籍を置くと雖も、此血此肉は是れ皆大和魂の宿る處、忠君愛國の精神に於ては決して人後に墜ちさるを信するもの、而かも身は無下に卑しくして、人の才學智能は則ち之なきも、生れながらにして鐵窓裡に鍛へたる此鐵腸鐵心は則ち之あり、男兒と生れなから國家の運命を賭したる此大戰爭に參加し得さるのに非さること勿論なりと雖も、社會が之に對する極めて冷淡なるのみならす、有體に言へは此悲慘なる事實が、寧ろ監獄に於ける當然の副產物たるかの觀なき能はす、隨て其保育問題に就ては當局者に於ても未た曾て多くの考慮を費されたる處あらさるが如し、豈に慨歎の至りならすや、乃ち左に錄する手翰は前記の不幸なる紳士が第一回の通信に係り、其悲絕慘絕なる實歷境を叙すること頗る詳にして、余輩殆と之を通讀するに堪へさるものなり、況や之を披露するが如きは洵に忍ひさる處なりと雖も、今其忍ひかたきを忍ひ敢て此際同人諸君の一讀を請はんとするもの、只夫れ禁せんとするも得可からさる同情の餘滴たるのみ、血あり涙あるの讀者諸君、希くは此可憐なる同胞の爲めに、將た又現在一百の在監乳兒の爲めに、あはれ一片の同情を寄せられんことを。

手翰の一節

奇なる御縁に依り南清の一隅より此一札拜呈致候は小弟の最も幸福と存候處に御座候（中略）小弟の不幸なる歷史に就ては貴下の先師にして小弟の恩人なる○○樣より大體御承知のことと存候は千秋の遺憾なり、いでや挺身以て祖國の爲めに盡し、兼ねて亡母生前の罪障を贖ふの秋は實に今日に在りと爲し、乃ち先師の快諾をも得て百方奔走中、ふと某方面の陣中なる一將官の深厚なる同情と熱心なる盡力とに依り、遂に今日軍屬として從軍するの光榮を擔へたる旨快報に接し、親友としての余が感喜眞に譬ふるにものなく、同時に又思ひを在監乳兒の上に走らし、一種無限の感慨に打たるゝを禁する能はさるものなり、同情に富める讀者諸君も亦必す同感ならん、監獄生活を餘儀なくせられたる乳兒、殊に監內に於て出生したる可憐兒にして、而かも非常なる逆境裡に成長したるにも拘らす、此の如く有爲多望の人物となれるものは蓋し稀有なる可しと雖も、然れとも其境遇は改良し且つ適當の保護を加へ敎育を施すに於ては必すや夫れ相應の用材たるを得ん、豈啻に一人の軍屬のみならんや、蓋し彼等も亦忠良なる帝國臣民なり、其罪なくして監獄に入り若しくは其監內に生れし所以のものは、只夫れ其母親が罪せられたるに由るのみ、其憐む可くして擯斥す可きも

へ共今貴下の限りなき御同情被下候に對し聊か謝意を表したき爲め又一には頼りなき身の將來甲斐なき弟として御世話相願度精神より一切の恥を打ち忘れて聞きたくもなき身の上談しを少しく秩序的に申上候間御閑暇も被在候節御一讀被下候はゝ幸甚に御座候但し御斷り申上げ置かねばならぬは少弟は境遇の然らしむる處とは申乍實無敎育者に御座候金釘流にもアーにが此位認め候事の出來候樣に相成候は一に○○樣の御蔭に外ならす候何卒其御積りにて御覽被下度尙又恩人の外には曾て何人にも打明け候事のなき身の上談しを申上候に當り胸中無限の感慨を生じ筆鈍り眼濕ひ思ふ十一をも述べ盡れ候ものに付き左なきたに遁らぬ等の一層其意を盡し筆候段幾重にも御推察奉願候

◉純粹なる監獄出身　扨て御耻しき限りには御座候へ共小弟は純粹なる監獄出身者に御座候此一事に依りて不幸なる境遇ならば十分御高察可被下と存候母なる人が相應の家庭に生長致候ものなるにも拘らす偶と魔がさし候ものか罪を得て苦役の身と相成候處入獄當時雄媛五ヶ月とかにてありし由にて年の喜寸内に於て男子分娩致候が即ち小弟に御座候處内のことなれば固より產褥などあらう筈もなく殊に二十數年も昔の事に候へに詰腹の御手當も恐くは今日の如くには行屆かざりしことゝ察られ候につき圖らず産褥とは年申當時愚母の胸中如何に切なかりしか小弟は之を想察致候毎に實に斷腸の思に御座候

◉母は離緣子は私生兒　一體ならば初孫が出來候とて祖父母共にも螺よ花よと可愛がられ父も嚊そ大喜びにて一家益々和親を重れ家運愈々繁榮を來し候基ともなる可かりしに聰しいかな母

なる人が世にも恐しき大罪を犯したるが爲めに分娩の時既に離縁となり居りたれば一應は男子出産の旨父にも通知致候由なれども去る惡人の腹に宿り候兒は吾が子に非ずと斷はられ誰一人憐ひの意を表し呉れ候ものも無之有樣に付事實父なる人の存在せるにも拘らずあはれ戸籍上は冷かなる私生兒として取扱はれ候よし物覺候てより承知及び候ことに御座候嗚呼子なる小弟に何の罪あるか邦も又何の宿業に由りて暗黑なる人と生れたるかと悲しさに不堪候

◎一層の事一と思ひに　所謂攜帶乳兒としての監獄生活に就ては後年迄より小供心に承り候へ共併し此事は疾く御案内の筈に付今は態と暗筆可仕候とは申候ものゝ一會一言の禁じがたきもの有之候監内生活の事なればイクラ暗いても誰ありてすかし呉れ候人のある可き筈もなければ暑さ寒さの凌きも儘ならざりしこと勿論なれども御方便のことには風一つ引きたることもなく生れて四年所謂監窓裡に艱の如き丈夫な生活の出來候は世に云ふ殺す酔のれば助くる神もありと申候ものが只此に母の最も困難致候は子持の身なるにも拘らず始終他と同一の課役に服したること就夜中は寒と暗乳の自由を與へられざりしこと同房因よりは子持が五月蠅しとて痛く嫌忌せられたること等にして此監獄にては所詮乳養もなりがたく活かして苦を見せんよりは一層の事一と思ひ此世を先きたゝせば却て此兒の爲めにも功德なる可しと恐しくも斯く覺悟をきめたること實に一再に止まらざりし旨是れも後年母の述懷に候ひし儀斷げにも今も尚ほ記憶致居候

◎監獄さんが來た〳〵　愈々滿三歳に達せるとき御規則に依り母の里なる伯父に引渡され此にはじめて青天白日の生活を致候こと相成候數へ年四つとは申候ものゝ當時の有樣に更に覺無之候へ共此時實父の家は皆亡くなりて斷絶し賴るは唯母方の伯父一人あるのみなりしが伯父伯母には夢寐にも忘れがたき遂惡相掛け申候（中略）尤も是は生活の問題よりは寧ろ近所近邊に對し外聞が惡るかりしに由るものにて伯父其人が如何に辛がりしかは今容易に想像も出來候へ共小弟も亦伯父の厄介に相成候間に御話にもならぬ底の困難致候たしや七歳の時分と覺候伯父伯母が感心にもならぬ中を都合して同年なる從兄のものと共に村の小學校に入れて呉れ候處かれこれより小弟をば穢多非人同樣視し居候迄所の小供等が先鋒となりて異口同音にヤレ監獄さんが來たゝゝ監獄太郎までが學校へ來たなどゝ口を極めて侮辱し嘲笑し誰一人近付候ものもなく之のみならず爲めに從兄のものまでが惡口憎言せられ剩へ腸盜殿打せらるゝが如き辛き目に遭候爲め先生迄も色々心配の上保護を加へ呉れ遂へ共從兄に對しては氣の毒なり小供心の日惜しくも氣苦しさに堪へず遂學三日にして終に退校致候此時の無念さ死んでも忘れられぬと思ひ申候

◎一場の悲劇母子の對面　恰も退校當日なりき突然母は歸宅致候小供心にも御喜さてには未だ一年半もあり此後如何にして此辛き生活をつゞけ可得やあゝこんなに苦しい思をするならば寧ろ罪人となりて牢屋にでもいるがましなり左らば却て嬉しの母にも早く對面が出來如何に嬉しからん欣ぶり泥棒などすれば牢屋に連れて行かるゝと聞けりされど泥棒して萬一見付かつたらば必ず打たれ打たれては痛いから一層火放けをしやう今夜伯父の厩にでも火を放けようかしらと思ひつゝ候こと實に何遍なりしやも知れずあゝ母が早く御免になればよいあゝ早く母に會ひたいものだと唯一心に是れのみ日夜神佛に祈り居候處に圖らずも心願相叶へ戀しくも懷しき我が母が期に先ち歸宅對面致候其刹那母子兩人の感慨は到底言語筆紙のよく盡し得る限りに無之當時一場の悲劇編に御高察被下度候（後略）

以上は僅に手翰の前半を抄錄したるものなり、是れより談漸く佳境に入り人をして或に泣かしめ或は笑はしめ、思はず其屈折に富み變化極りなき經歷談に感嘆措く能はざらしむるものあり、思ふに氏の如きは實に立志編中の人なりと云ふも過言に非ずして、彼の苦心慘膽、堅忍不拔、不屈不撓、克己勤務等吾人が常に立志編中に見る處の套用語が氏の經歷を裝飾するにも亦必要の語なりと云ふの一事に依もて、其多趣味なる經歷の一斑を想察するに足る可しと雖も、今其手翰の後半を大略紹介せんに其母が假出獄後寧ろ異常なる大慈愛に浴せるも夢の間にして圖らずも生活問題の爲めに餘儀なくせられ、近村なる某商家に小僧奉公の身となりしが（此時七歳）越へて翌春母は病死したるが爲め愁傷落膽一方ならず一時は殆と失神の狀態に陷りたりしが、偶々一旅商人體の男に鈎られて主家を逃亡し、在神戸一毒惡無道なる清人に賣渡されたる末、南清の或る地點に密輸送せられ（此時九歳）一大魔窟に收容中危くも生膽を拔かれんとしたること前後幾回なるやを知らず、主家逃亡の罪の今更空恐しくも泌み〳〵と身の行末が悲しくなり、所詮なき命ならばと幼心にも覺悟する處あり、一夜意を決して運よくも其魔窟を脫し、爾後乞食の群に入りて處々浮浪すること四年、不思議の機會に依りて先師の救護する處となり（此時十三歳）終に其恩愛撫育の下に成人したるものなり。

附記此手翰を一讀せられたる人は統計欄なる『明治初年以降監獄に入りし乳兒の調』なる是非に參照せられんことを希望す、蓋し該調は監獄經理年報、監獄局報、內務省統計年報及司法省監獄局統計年報等に依り調査したるものなるも、奈何せん明治三十一年以前の分は材料甚だ不備にして殊に明治十七、十八の兩年の如きは死亡者の外全く事實の調査を缺くが故に、今此に甲分の觀察を試みるを得ざるは余輩の深く遺憾とする處なれども要するに明治九年より（八年以前は監獄に關する統計なし）最近

三十七年に至る二十九ヶ年間全國の新入監兒は、略ど四萬近くの多數に逢し、而して其內監內に於て出生したる者は約三千を下らざるが如し、四萬と云へば平時に在りては實に四箇師團以上の兵員に當り、監內出生者三千のみにても尙ほ優に二箇聯隊以上の勢力たるに非すや、嗚呼實に多數なる可憐兒よ、汝等は今何處に在りて何を爲しつゝあるか。

○青年犯罪者を獄裡に收容す可からず　在尾道　海老生

予一日予の嗜好する雜誌を繙くに偶々面白き否吾人治獄者の慚愧に堪へざる一節あり面も之れ當時の獄裏の狀態なるを奈何せん故に予は讀者諸君の千編萬度も讀誦せられし事柄なりと信ずれども又數萬を算する會員の內未見の士も少なからざるを思ひ長さを厭はず茲に抄翠して讀者に報じ以て之に對する諸士の名說を聞かんと欲す這は曩年萬國監獄協會に米國の一委員が演述したる者なりと曰く現に今日の狀態に於ては犯罪者を審判する裁判官も青年犯罪者に對しては斯く言へるならんとの前提を於き而して曰く汝少年よ汝は今や犯罪學の門に入りつゝあり汝は年齒未だ弱く且未だ甚だ熟したりと云ふべからず加ふるに汝は未だ世に犯罪の學術に付ては極めて高尙なる科目ある事を知了せざるべし汝が後來愈よ其道に於て發達し最も堪能にして且熟練なる犯罪者たらんとするに於ては將來汝が學ばんとする學科は極めて博し須らく汝は邪惡の方法を研鑽し博學多識なる汝等が先輩たる惡漢兇徒に交て親しく其術策の敎導を受けざるべからず故に予は今や汝をして犯罪學の卒業者たらしめんが爲め汝を罪惡練習の爲めに設けられたる營舍に送らんとを期せり汝は其營舍に於ては極めて老練に且熟達したる數名の敎授に從ひ凡そ罪惡を爲し業を逞ふせんとするか爲には人類才智の靈妙巧緻を盡し實に深遠にして微妙なる行動の存せる其蘊奧を研究する事を得べし汝は其營舍に在る間は博識多智なる斯道の先輩と雜居することを得日毎に否寧ろ時々刻々之と膝を交ゆることを得絕へず其薰陶を受け汝は自然に罪惡々業の間に於ける一種言ふべからざる快味を知り益々法律破壞の學術を探究するの思念をして激成せしめらるゝにあらずと鳴呼何たる痛刻の言辭なる眞に皮肉を透し骨髓に徹するの概あるにあらずや諸士夫れ之を以て異圖の事例なりと思ひ對岸の火災視する勿れ他山の石の例令もあり現に我監獄に於ても前示所論の程にあらずと雖も或場合に於ては犯罪敎養所たるの感なきにあらす見よ一旦不意若くは偶然の事より罪を犯して監獄に入りしもの獄內に在りて他の囚人等より種々の入れ智惠をせられ自然心も荒く氣も太くなりて動もすれば犯罪を慣行するに至るの狀態あり殊に此種のものを青年犯罪者に多しとす前途有春の如き青年者を獄裡に收容し然して自暴自棄遂に梁等社會の模範たり敎授たらしむるに至る吾人治獄者も亦其責なしと云ふべからず故に予は斯かる青年輩は絕對的監獄に拘禁せざるの方針を取り兩親若くは親屬のものに委ね責任を以て監督せしめ放縱度なき無賴のもの若くは倚る邊なき可憐の孤兒の如きは保護院其他の慈善團體に托するも亦好方便なりとす、斯く言へば論者或は言はん幷は最望む所なれ其奈何せん刑法其他關係法規の改正を要す這は到底云ふべくして行ふを得べし汝は獄裡に於ける罪人社會にも恰も世上に於けると一般一定の社會的組織と階級とを有し非常なる英雄の存すると共に又鼠竊殆んど齒牙に掛くるに足らざるものゝ存在することを知らん而して此英雄即ち其儕輩より最も多く尊敬せられ瞻仰せられ崇拜を受け甚だしき威力を振へる此偉人なるものは世上に於て最も多く法律を破り最も多く道義を害し最も甚だしき罪惡を爲し惡業を重ねたるものなることを發見するに至るべし徹々たる鼠賊の輩は一偶に蟄居し伏して頭を擡ぐる事を得ず最も多く衆人の尊敬を受け名譽の光輝赫々として人多く其膝下に伏在するものは即ち彼の大膽不敵にして深夜人の門戶を破り無辜を害し無罪者を殺害することの數度を重ねたるものなることを知るを得べし汝は今や眞に入門の身たるに過ぎず左れど斯かる老練にして熟達したる先輩と親炙し其熟練なる手に依て敎導さるゝ以上は汝の性質汝の本心汝の信仰を變更せしむること最も容易にして汝も亦犯罪學に於ては極めて熟練し斯道の達人として其社會の模範たり得べきこと決して疑ふべき

べからざるをと、去れど言ふ勿れ案する勿れ法は死物なり之を活用せずんば如何でか完全なる要を充すを得んや殊に過般公布せられし行刑猶豫の法則のあり予の論旨を貫徹するも綽々として餘裕の存するを故に予は當局有司に望む執行猶豫の範圍を擴め可成的青年犯者を獄裏に投せず從來被りし犯罪養成所なる忌むべく厭ふべき汚名を洗濯し眞に國家の蠹毒たる渠犯罪軍の驅逐排除に努力せられんことを切望の至りに堪へざるなり、書き來りて試讀するに前後撞着首尾矛盾殆んど不得要領に畢れり併しながら賢明なる讀者諸君予の爲斟國家の爲一瞥の勞を厭はず叱正の勞を吝む勿れ

統　計

○明治三十八年三月末日現在全國囚人刑名別表（△ハ減）

	三十八年三月末日現在			同年二月末日現在	三十七年三月末日現在	比較增減	
	男	女	合計			前月ニ比シ	前年ニ比シ
無期徒刑	一、四八〇	七六	一、五五六	一、四四四	一、三八三	一二	一七三
有期徒刑	三、三四七	三八〇三	三、八〇三	三、七九一	三、八四三	一二	四〇
無期流刑	一		一	一	一		
有期流刑	一二		一二	一二	八		四
重禁錮	三、一四六	四八四	三、六三〇	三、六三三	三、四〇〇	三	二三〇
輕禁錮	三、四九九	四二四	三、九二三	三、九一一	三、六六〇	一二	二六三
無期懲役後禁錮	一二		一二	一二	一二		
有期懲役後禁錮	二		二	二	二		
重禁錮	五		五	五	三		二
輕禁錮	二		二	二	二		
五年以上	二、九八七	三九	三、〇二六	三、〇二六	二、八七〇	四	一五六
五年未滿	七、一四三	二一〇	七、三五三	七、三四五	七、〇四九	八	三〇四

	三十八年三月末日現在			同年二月末日現在	三十七年三月末日現在	比較增減	
	男	女	合計			前月ニ比シ	前年ニ比シ
三年以上	一、七〇二	四一	一、七四三	一、七四一	一、六九一	二	五二
一年未滿	六、八八八	二四二	七、一三〇	七、一〇八	六、九二二	二二	二〇八
六月未滿	八、〇〇六	五二七	八、五三三	八、五一二	八、三五五	二一	一七八
一月未滿	三、七三四	二六二	三、九九六	三、九八五	三、八一〇	一一	一八六
計	一、四五五	一、〇四五	二、五〇〇	二、五〇一	二、三四七	△一	一五三
三年以上	四		四	四	四		
一年未滿	一二八	一	一二九	一二六	一二三	三	六
三年未滿	三五		三五	三七	三七	△二	△二
一年未滿	一二三	一	一二四	一二二	一二九	二	△五
六月未滿	九三	一	九四	九二	一〇一	二	△七
一月未滿	一二三	一	一二四	一二二	一二九	二	△五
計	三八三	三	三八六	三九七	四一一	△一一	△二五
留置	一、六五一	八	一、六五九	一、六五五	一、六四二	四	一七
犯罪	七四二	一三八	八八〇	八九〇	九八〇	△一〇	△一〇〇
計	一、七四二	一、一〇一	二、八五三	二、八五五	二、八二二	△二	三一
總計	一二、一一四	二、一四二	一四、二五六	一四、二四六	一四、〇四九	一〇	二〇七
再犯以上	五、八三〇	四四二	六、二七二	六、二六二	六、一〇二	一〇	一七〇

	三十八年三月末日現在			同年二月末日現在	三十七年三月末日現在	比較增減	
	男	女	合計			前月ニ比シ	前年ニ比シ
國事犯	四		四	四	四		
營業犯	五、七八	二八	五、八六	五、八六	五、九二		△六
別居留置人	四四五	七	四五二	四五二	四五二		
乳兒	七一	一一	八二	八二	八二		
總計	五三、七三一	二、九八五	五六、七一六	五六、七一四	五六、八一四	二	△九八
監獄	五三、〇三七	二、九七一	五六、〇〇八	五六、〇〇六	五六、一〇六	二	△九八
留置場	六四	一四	七八	七八	七八		

○明治三十八年三月末日現在全國在監人員表（△ハ減）

本表中外國人ノ事實ヲ擧グレバ左ノ如シ

四人　男五〇、內淸一九、韓六、露西亞二三、英吉利一、北米合衆國一、

刑事被告人　男九、內淸七、佛蘭西一、墺太利一、

○明治三十八年三月末日現在全國在監人員監獄別表

監獄名	人員	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
小菅	一、〇一三	八	四九三	三	三	一、〇一三
東京	六六一	一	一	一	一	六六八
市谷	一、三八八	一	一	〇	一	一、三九九
監獄	一、九八七	一	一	一	一	一、九八八
集治	一、四〇一	一九〇	一	七	一	一、四〇二
檻	八二一	一二	一	一	一	八二四
和	一、四〇八	一	一	一	一	一、四〇九
歌	八八八	六	六七	六	二	九五二
橋	九七五	二	五〇	二	一	九七八
千	八五八	四	九八	一	一	八六四
葉	一、三七二	三	一三七	一	一	一、三七七
戸	八五八	四	九八	一	一	八六四
宮	九七五	二	五〇	一	一	九七八
水	八八八	六	一三七	一	一	八九四
宇	一、三七二	三	一三七	一	一	一、三七七
長	四三七	一	一	一	一	四四〇
甲	七九三	二	一〇三	一	一	七九八
府	二、〇四〇	三	一〇三	一	一	二、〇四五
津	八七二	一	八〇	二	一	八七六
屋	六一二	一	三五	一	一	六一七
岡	八七二	一	八〇	二	一	八七六
所	二、〇四〇	三	一〇三	一	一	二、〇四五
阜	七一一	一	三六	一	一	七一五
井	三三五	三	一五	一	一	三三九
澤	四八九	五	三五	一	一	四九五
山	三三五	三	一五	一	一	三三九
梨	九二八	七	三五	三	一	九四四
岐	一、三八八	一	一	一	一	一、三九九
阜	一、九八七	一	一	一	一	一、九八八
金	一、四〇一	一九〇	一	七	一	一、四〇二
澤	八八八	六	六七	六	二	九五二
富	一、三七二	三	一三七	一	一	一、三七七
山	八五八	四	九八	一	一	八六四
新	九二八	七	三五	三	一	九四四
潟	一、〇八三	一九〇	一	七	一	一、〇九二
福	三八一	一	一	一	一	三八四
島	四二九	一	一	一	一	四三二
岡	七三九	一	一	一	一	七四二
山	六二〇	一	一	一	一	六二三
形	一、八九	一	一	一	一	一、九二
川	大一七	一	一	一	一	大二〇
口	八一五	一	一	一	一	八二〇
山	大一七	一	一	一	一	大二〇
梨	一、九五二	一	一	一	一	一、九五七
戸	一、〇二六	一	一	一	一	一、〇三一
神	一、七五九	一	一	一	一	一、七六四
岡	九四〇	一	一	一	一	九四五
山	二六五	一	一	一	一	二七〇
島	六六〇	一	一	一	一	六六五
口	二六五	一	一	一	一	二七〇
取	九四〇	一	一	一	一	九四五
島	七〇八	一	一	一	一	七一三
江	八一五	一	一	一	一	八二〇
島	九五八	一	一	一	一	九六三
松	一、四一二	一	一	一	一	一、四一七
山	六二五	一	一	一	一	六三〇
知	八一二	一	一	一	一	八一七
高	二、八三〇	三	一	一	一	二、八三五
松	一、四一二	一	一	一	一	一、四一七
高	三六二	一	一	一	一	三六七
知	一、四二六	一	一	一	一	一、四三一
崎	一、四七一	一	一	一	一	一、四七六
福	六二七	一	一	一	一	六三二
岡	八〇八	一	一	一	一	八一三
長	三六二	一	一	一	一	三六七
崎	八〇八	一	一	一	一	八一三
熊	六八六	一	一	一	一	六九一
本	六二七	一	一	一	一	六三二
大	一、四七一	一	一	一	一	一、四七六
分	六二七	一	一	一	一	六三二
佐	六八六	一	一	一	一	六九一
賀	八〇八	一	一	一	一	八一三
宮	三六二	一	一	一	一	三六七
崎	七三五	一	一	一	一	七四〇
鹿	一、〇八三	七	九六	五	一	一、〇九二
兒	三八一	二	四五	一	一	三八四
島	七三五	一	一	一	一	七四〇
城	一、〇八三	七	九六	五	一	一、〇九二
島	三八一	二	四五	一	一	三八四
岡	四二九	一	一	一	一	四三四
森	七三九	一	一	一	一	七四四
青	四二九	一	一	一	一	四三四
盛	三八一	二	四五	一	一	三八四
福	一、〇八三	七	九六	五	一	一、〇九二
宮	一、二〇六	一	一	一	一	一、二一一
新	一、一八二	一	一	一	一	一、一八七
潟	四二七	一	一	一	一	四三二
福	一、四一四	一	一	一	一	一、四一九
島	一、九八八	一	一	一	一	一、九九三
岡	一、三九九	一	一	一	一	一、四〇四
山	九六五	一	一	一	一	九七〇
形	一、八一〇	一	一	一	一	一、八一五
川	九五五	一	一	一	一	九六〇
口	六四八	一	一	一	一	六五三
山	七五一	一	一	一	一	七五六
梨	一、五一二	一	一	一	一	一、五一七
戸	九六二	一	一	一	一	九六七
宮	一、〇二二	一	一	一	一	一、〇二七
城	三九一	一	一	一	一	三九六
島	三七七	一	一	一	一	三八二
岡	一、三九九	一	一	一	一	一、四〇四
森	九六五	一	一	一	一	九七〇
青	一、八一〇	一	一	一	一	一、八一五
盛	九五五	一	一	一	一	九六〇
福	六四八	一	一	一	一	六五三
宮	七五一	一	一	一	一	七五六
鹿	一、五一二	一	一	一	一	一、五一七
兒	九六二	一	一	一	一	九六七
島	一、〇二二	一	一	一	一	一、〇二七

○明治三十八年三月末日現在全國囚人罪名別表（△ハ減）

罪名別	三十八年三月末日現在	同年二月末日現在	三十八年三月中新受刑者ノ増減	三十八年前月ニ比シ増減	前月ニ比シ前年ニ比シ比較増減
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル	二〇九	二一四	△三	△三五	△三
官吏ノ職務ヲ行フヲ強迫スル	七三	七四	△一	△一四	△一
官印偽造	八	八		△一	△一
官印偽造ノ執行ヲ免ル	一	一			
官文書偽造	一、五九一	一、六〇三	△一二	△一六	△一
私印偽造	三五	三七	△二	△一	△一
私印偽造ノ執行ヲ免ル	一	一			
私書偽造	一、三〇一	一、三二七	△二六	△二三	△一
偽證	五一	五四	△三	△一	△一
賭博	二、三〇八	二、三九〇	△八二	△一四	△一
謀殺	一、五七五	一、七二五	△一五〇	△一四	△一
故殺	一、〇七一	一、一一一	△四〇	△一九	△一
毀棄	四五〇	四九〇	△四〇	△一	△一
打創	一、八一〇	一、八九一	△八一	△一二	△一
傷胎	一一	一一			
墮胎	二五五	二八〇	△二五	△一	△一
強姦	二七	二七		△一	△一
重婚	二五	二五			
誹毀	五二	五四	△二	△一	△一
詐欺取財及受寄財物ニ關スル	一、三五九	一、三九五	△三六	△一四	△一
贓物ニ關スル	一、三〇八	一、三四八	△四〇	△一四	△一
失火	三二〇	三二五	△五	△一	△一
放火	四九	五一	△二	△一	△一
家屋物品ヲ毀壞シ動植物ヲ害スル	一、九四七	一、九六九	△二二	△一四	△一
逮警罰金ニ關シ府縣令違犯	大四	大四			
以上列記外ノ犯罪	七四九	七五一	△二	△一	△一
計	一四、五〇六	一四、七九九	△二九三	△一四二	△一

男女別	三十八年三月末日現在	同年二月末日現在	三十八年三月中新受刑者ノ増減	三十八年前月ニ比シ増減	前月ニ比シ前年ニ比シ比較増減
男	一三、二三五	一三、四五〇	△二一五	△一四二	△一
女	一、八五二	一、八九九	△四七	△一	△一
合計	一五、〇八七	一五、三四九	△二六二	△一四三	△一

種別	三十八年三月末日現在	同年二月末日現在	三十八年三月中新受刑者ノ増減	三十八年前月ニ比シ増減	前月ニ比シ前年ニ比シ比較増減
懲役	一四、〇五五	一四、二七八	△二二三	△一四三	△一
禁錮	五四八	五五八	△一〇	△一	△一
重禁錮	二四八	二四八			
輕禁錮	二二	二二			
拘留	二一	二一			
科料	二	二			
沒收	二	二			
計	一五、〇八七	一五、三四九	△二六二	△一四三	△一

種別	三十八年三月末日現在	同年二月末日現在	三十八年三月中新受刑者ノ増減	三十八年前月ニ比シ増減	前月ニ比シ前年ニ比シ比較増減
徒刑	一、三九一	一、四一二	△二一	△一四三	△一
重懲役	一、三九一	一、四一二	△二一	△一四三	△一
輕懲役	一二、六九六	一二、九三七	△二四一	△一四三	△一
重禁錮	二四八	二四八			
輕禁錮	五四八	五五八	△一〇	△一	△一
拘留	二一	二一			
科料	二	二			
沒收	二	二			
計	一五、〇八七	一五、三四九	△二六二	△一四三	△一

種別	三十八年三月末日現在	同年二月末日現在	三十八年三月中新受刑者ノ増減	三十八年前月ニ比シ増減	前月ニ比シ前年ニ比シ比較増減
懲役	一四、〇五五	一四、二七八	△二二三	△一四三	△一
禁錮	五四八	五五八	△一〇	△一	△一
重禁錮	二四八	二四八			
輕禁錮	二二	二二			
拘留	二一	二一			
科料	二	二			
沒收	二	二			
計	一五、〇八七	一五、三四九	△二六二	△一四三	△一

種別	三十八年三月末日現在	同年二月末日現在	三十八年三月中新受刑者ノ増減	三十八年前月ニ比シ増減	前月ニ比シ前年ニ比シ比較増減
徒刑	一、三九一	一、四一二	△二一	△一四三	△一
重懲役	一、三九一	一、四一二	△二一	△一四三	△一
輕懲役	一二、六九六	一二、九三七	△二四一	△一四三	△一
重禁錮	二四八	二四八			
輕禁錮	五四八	五五八	△一〇	△一	△一
拘留	二一	二一			
科料	二	二			
沒收	二	二			
計	一五、〇八七	一五、三四九	△二六二	△一四三	△一

種別	三十八年三月末日現在	同年二月末日現在	三十八年三月中新受刑者ノ増減	三十八年前月ニ比シ増減	前月ニ比シ前年ニ比シ比較増減
沖繩縣	二三六八	二三九二	△二四	△一	△一
樺戸	九九二	九一〇	△一八	△一	△一
網走	八一〇	八一〇			
十勝	五八三	五八九	△六	△一	△一
釧路	九八九	九八九			
計	二三、五八八	二三、九一五	△三二七	△一	△一

種別	三十八年三月末日現在	同年二月末日現在	三十八年三月中新受刑者ノ増減	三十八年前月ニ比シ増減	前月ニ比シ前年ニ比シ比較増減
沖繩縣	二三六八	二三九二	△二四	△一	△一
樺戸	九九二	九一〇	△一八	△一	△一
網走	八一〇	八一〇			
十勝	五八三	五八九	△六	△一	△一
釧路	九八九	九八九			
計	二三、五八八	二三、九一五	△三二七	△一	△一

○明治初年以降監獄ニ入リシ乳兒ノ調

年別	新入乳兒ノ總數 男	新入乳兒ノ總數 女	新入乳兒ノ總數 計	年末現員	死亡者	監內出生者（再揭）
明治九年	二二	一九五	四一〇	六九	三	？
同十年	三〇三	二四八	五四八	九七	六	？
同十一年	二四一	二三三	四七四	七二	九	？
同十二年	二四一	二二五	四六六	七一	一	？
同十三年	二九二	二四一	五三三	八四	六	？
同十四年	三九〇	三四五	七三五	一一〇	一	？
同十五年	四三〇	三六〇	七九〇	一一二	一	？
同十六年	大九九	大八七	一、八六	二一二	二	？
同十七年	？	？	一、三九〇	二一二	二	？
同十八年	？	？	一、三〇六	二一八	二	？
同十九年	？	？	一、〇六二	一七二	一	？
同二十年	？	？	一、〇六二	一七二	一	？
同二十一年	五一二	五五〇	一、〇六二	一七二	一	？

| | | |

なる方法を擇はざるへからさるは、元より論なき也。

輓近、社會的觀念の發展燗んなるや、此の種の問題を評論するもの、若しくは此種の事業を經營するもの、漸く多からんとす。然れとも利弊の相伴ふは、數の免れざる所にして。或は精神主義を偏重して、物質的側面を閑却するが如きあり。或は物質主義に陷りて、精神的側面を忘却するか如きあり。是れ大に戒しむへき也。我黨自ら揣らす、敢て人道の大義を發揚して、如何にして心實的に將た又物質的に同胞を救濟せんかの大問題に向つて聊か芻言を獻せんと欲す。若し寸分の徴効だに奏することあらば、望外の榮と謂ふへき也

雜錄

○田舍便

中國生

拜啓愚罪の原因を調査し再犯を防過する等のことは監獄當局者の研究に委すへきものと獨合點致候は迂の極にて監獄當局者は比較的研究の便宜を有するに過きす候、其便宜とは判決によりて其罪情を知ると其犯人に接觸して言行を知ると共言行によりて居住地家庭の狀況境遇の如何を知るの材料を得るの易きとに外ならす候、此便宜を利用して犯人を處遇し以て再犯を防過せんとするものに候故に監獄當局者の意見は有力なる經驗に基けるものとして一般社會に傾聽せらるゝは當然に候得共社會學者警世家等の發表する監獄に關する意見は動もすれは監獄當局者の沮止する所となるは頗る遺憾に存候、既に御熟知の如く近來社會有識の士殊に新聞事業に從事せらるゝ慧眼者より諸說續出し廣く監獄事業の何物なるやを紹介せらるゝに至りたるは吾人の感謝し且つ敬意を表する處に候、然るに斯る勢力ある警聲を傾聽する者少きは何如なる所由に候哉、所謂岡目八目にて專門家の注意せさる點を指摘すること靜からさるに當局者の注意を擾はさるは自惚過くる次第にや頗る其意を了解するに苦む所に候、御承知の如く歐米にては監獄改良の聲は社會の衆口に發し監獄專門家の躬行したるに由りて進歩の端緒を得たるものにて我國にては監獄專門家によりて頻りに改良を絶叫せらるゝも社會人士の耳を傾くること稀有なりとは諸君と俱に慨みとする處に候然るに昨今稍社會主義の頭を擡け來りたると共に監獄に關する若くは感化事業に關する論說續出し來りたるは近來の快事に候に監獄專門家は却て緘默に陷りたるものゝ如く監獄誌上之れに對する褒貶の批評も無之候、斯くては折角の好機に投合せさるものにて歐米監獄の事情と全然反對の傾向に陷るものに御座候社會の冷淡を嘆ち監獄當局者としては社會を欺くの嫌なきか歐米の斯道家に對して羞つるなきか去りとは體容を失するものに候はすや、況んや社會人士の監獄眼には誤解せるものも少からす昨年來經費の節約を注意せらるゝや軍資に供給の爲め此れを減し彼れを補ふものなり抔と恰も囚人の食を減して兵士に供給するかの如く揣摩するものさへ有之候斯る誤解に對て明白なる斷案を與ふるは職として司獄官の務むへきことに候はすや、斯ても猶沈默するに至つては「沈默」の一德を滅失するものに外ならす候、思ふ半分、口には言はす言ふ半分、手は動かす抔冷笑するも有之候何卒奮憚一番致度候、

先頃東京府下の監獄は其筋より御巡閱相成候趣定めし御實檢の好下物も多々有之候事なるへく推察致候、水も一處に停滯すれは腐敗の慮れあり眠も久しきに過くれは自失の憂あり、時々の清潔法、與奮劑は不可思議の効驗有之樣被存候、東京府下の監獄は直接上級廳の所在地に候得は巡閱も數々可有之候今巡閱の名稱を冠せすとも年々數度の任復は可有之從て諸種の事實に就て指導を受くるに便宜なるへく僻遠の地に在る吾等は東京の監獄を目して模範監獄と信認致居候間府下監獄の諸君は益〻奮進一頭地を拔くの概あらしむること必然の義務なりと斷言致候、吾等若し參觀の機を得て席末に拜趨候節は垂教に客ならす駑馬に鞭つの大量あらんこと豫め切望致置候、吾等の監獄に於ては諸君の滿足を購むるの施設は無之候へ共他の方面に於て多少溫故の資料となるへきもの可有之歟と存

候儘御責臨の業を得度期待致候尚序ながらと申候は聊か無躾の至に候へ共吾等の起臥せる邊陬の監獄へも年々御巡閲を仰き候都合には至り申間敷哉實は最早三年を經過致候故中には古代式に屬するものも可有之或は進んで採るへき方便も尠からさるへくと存候、警察監獄學校開設中は講師諸君の御來觀もあり生徒諸君の御立寄もありて狹小なる牖髓に溢れ候程に剌戟を受け候へ共同校閉鎖後は杳として其跫音に接せす巡閲官の脚には隙ありて吾等は感觸を鈍うするものあるを覺へ候、九州の南方、沖繩地方へは久しく御巡閲無之樣承り候該方面御巡閲も候はゝ是非々々御扞禦被下度候

或監獄に於て看守の一人は甲工場に於て囚人戒護中作業上の事故を生したるにより一人の囚徒をして乙工場に使ひせしめ自ら工場の出入口に立ち遙に之れを見送りたるに偶ゝ乙工場巡視中の看守長に覺知せられ囚人は忽ち抑留せらる看守は其實を知らす囚徒の還らさるを怪しみ更に他の囚徒をして使ひせしめ且つ先きに使ひせし囚徒を探らしむる爲め乙工場に赴かしむ看守長又之を抑留す、

看守彌〻怪しみに堪へす他の看守の來りたるを幸に馳せて乙工場に到りたるに圖らすも看守長の嚴責を受け大過失として懲戒せられたりとの事實談有之候輩穀の下に在る監獄には想像すへからさることゝ存候へ得共田舍の監獄には右樣の滑稽染みたること今尚其跡を絕たす候、右事實を知り諸君は如何なる御感想浮ひ候哉囚徒を視線外に逸すること已に不可、之れをして單獨に使ひせしむること更に太だ不可なるは勿論にして看守の責輕からす候、纔て看守長の措置如何を考ふるに極めて不穩當に候はすや既に一人の囚徒を提へたるときは直ちに其工場に還らしめ看守を誡しむれは足れり何を苦んで抑留に抑留を重ぬるや又何そ囚徒の面前に看守を責むるものぞ斯る擧措を敢てして得々たる者は部下を統率するの能力、囚徒を感化し懲毖するの資格に於て缺くるところなきか宜しく活眼を以て鑑別し熏育以て治者と被治者の調和を保たさるへからすと存候、事既に舊きに屬し今復斯る事實なしと雖も自他共に反省すへき義と認められ候、以上の事實は些細のことに候へ共全國監獄

中には隨分誤解もあるへしとの想像を固むるの一例證に候、甲乙醫師各見る處異なるときは何人か能く裁斷するものぞとは西諺に聞くところなれとも彼れと此れとは自ら別あり恁那事柄は常識を以て判定し得るも諸多の誤解を氷解せんには一層巡閲の頻繁ならんことを要する義と存候

典獄會議は本月中旬より開催せらるゝ由昨年は開會無之事とて今回は御諮問の事項も重要のもの數多有之趣に候へは典獄諸氏の御骨折も一方ならすと存候殊に昨年來時局の發展に伴ひ監獄に於て施設せられたることも少からす昨今兩年に跨りて新法令の發布せられたるものもあり旁監獄事業の多忙を極め候從て諸種の問題やら御指示の事項も多かるへく典獄諸氏の銳意發奮こそ吾等唯一の賴みに候、典獄諸氏御歸任後の錦囊よりは玉となつて光を放つものゝ出つるは想像のみに止まらすと存候今日以後彌〻繁忙を加ふるは勿論に候へ共御方針の旨趣を了得候以上は孜々として、怠らす勵行し善良の効果を得んことを期するの覺悟に候、御指示の旨趣は斯界の羅針盤たるへきは申すまでもな

きに從來動もすれは典獄若くは課長邊にて抑留し一般の者に行渉らざることもこれあり御巡閲の節御注意を受け狼狽致候ことも有之候に付今後は右樣のことなく胸奥を披かれ候樣希望致候、監獄事業のみならす總ての事は首腦銳敏なるも手足痴鈍なれは寸毫も捗取りと不相成事は夙に記者足下の御熟知のことゝ存候

以上別段諸君の顧を解かしむるに足らす隨分過激の言辭を駈へ候節も有之候へ共何事も御互同士の參考と感し候まゝ申述候匆々不一

○貴族の監獄參觀

近來上流社會の監獄事業に注目する者漸次に增加し此等の人々によりて監獄の眞相を世に紹介せらるゝがために事業改良の經營に利する處尠らざることなるが玆に五月十一日巢鴨監獄を參觀せられたるは現に貴族院議長の要職に在る德川家達公及同族德川賴倫侯德川達孝伯德川達道伯蜂須賀正韶侯淺野長之侯松平忠威子其他の數氏なりとす、今其狀況の一班を記せんに當日午後一時小河監獄事

務官は巢鴨監獄に到り一行を待受け午後二時双輪轔々前記一行の到着せらるゝや同監の應接室に導き此に典獄以下諸員を紹介せられたる後監獄に關する諸表に就き典獄と共に交々説明する所ありたるに一々傾聽し反問し頷かれ更に二三慣習的犯人の性行罪狀逃走の巧妙及處遇の方法を聽き頗る驚嘆奇異の思ありしもの、如く囚人身分帳を繙くや彼れ一言、此れ一句、談漸く旅境に入る、囚人行狀の鑑別は如何なる方法に依るや曰く囚人に直接する看守の報告及監獄醫教誨師の意見を斟酌して看守長は所見を定め二月毎に一回數事項に分類せる行狀錄に記入し或時期を經過したる後關係更員會議の上其等を決定す然れとも處遇は單に行狀如何のみを標準とせす各個人關係を詳悉して適宜の斟酌を加ふるものなり此事言ふは易く行ふは難し今日の現在囚人千九百五十一人の性行を知悉すること殆んと望み難し若し之れを識別し易からしめんには多くも五百人を超ゆへからす、今年の死亡數は、曰く二十名なり稍多きに過くるが如きも入監の際既に不治の疾患に罹れる者少からさるに由る獄内にて金錢を費消することありや、曰く金錢には入監の當時より所持せるものと監獄作業に依りて得たる工錢即ち賃錢あり前者と後者とは多少使途を異にするも主として放免前に衣類を調達するの費用、郵便切手繪書若くは書籍なり但し書籍は成るへく官署に備付のものを利用せり、金錢保管の方法は、曰く所持金と工錢とは區別して個人毎に記簿して其現在高を示し總人員の集計高の内幾分を出納官吏の手許に保管し餘は金庫に預入れ必要を生したるとき拂戻を請求す各個人に對しては放免の際交付す、工錢は何れの時に於て計上するや、曰く前月分の働高を調査して本月初に於てす、書籍の種類は甲と乙とにより許否の異るありや、曰く然り甲乙の理解力に適應せしむるものとす、書籍の看讀時間は、曰く午後の休憩時間罷後の時間又祭日等の免役時間、但し祭日等の休役時間は必ずしも書籍の看讀のみに費すにあらす或は信書を認めしめ或は理髮入浴洗濯運動者くは教誨等に充つるものとす、信書を出す手續は如何、曰く信書の發送を願出つるときは先つ其の申出により郵稅に充つへき郵便切手端書を有するや所持金を有するやを調査し果して之れあるときは豫め其通信すへき事項の要領を聽き筆記を許す、本人に於て筆記したる信書は典獄に於て檢閲し差支なしと認めたるものに限り發送することゝす信書の檢閲に就ても綿密に一字一句に注目せされは彼等は符牒暗號を以て不良の徒と通信する恐れあり通常一片の消息に過きざる文意も時として不法手段の代名詞たることあり動もすれは彼等の術中に陷るを以て頗る警戒を要す又信書を出すには封筒に監獄名を用ひす監獄所在の町村番地を記することゝせり之は邊陬の地にある受信人に於ては監獄より信書の到達することを近隣の者に感知せらるゝを耻つるものあるを以て受信人の面目を傷けさらんが爲めなり、斯くの如く一人の願出事項に就ても常に五六人の手を煩はすことなるを以て極めて複雜且つ其手續は會計規則等の羈束を受くるを以て監獄吏員の繁忙は筆紙の盡すところにあらす日曜祭日等普通官廳の休暇日にありても休暇せさること多しとす、との明細なる説明を得再三相見て感慨の意を漏らさる、時漸く移るを以て工場監房の案内を求められたるにより小河事務官山上典獄及二三課長醫務所長教務所長先導し靴工鍛冶工行嚢工と巡次に木工場に到り、徳川光圀公の金言「九分は足らす十分は溢るゝものと知るへし」との扁額、一行の視線に觸るゝや忽ち歩を止め熟視することし雲時、山上典獄は斯る訓言と教誨に就き簡明に説くところあり又機工野紙摺工足袋工經木眞田工と工場全部を巡視し檢身室、炊場に到り「鷄鳴に起きざれは日暮に悔あり」との楠公の家訓に額き献立表を視、減食量を聽き、其れより監房を隈なく巡視し收容人員より一房一人收容の理由を詳かにし轉して病室に造ひ病症食物を問ひ更に轉して減食罰執行の狀態を視、教誨場に臨み近角常觀氏の「父母の恩と佛陀の光明」とも題すへき囚徒に對する教誨を聽き、終て前きの一室に退き再ひ遇囚の方法、信仰に關する實驗談を聽き午後六時十分退出せられたり、此行の研究により監獄事情を社會公衆に紹介し一層の注意を惹くに至るへきを信す又爾か希望するものなり尚は近日東京市谷

ッ氏の實驗談によれば彼は始め頻りに自己の音聲を聞かんと欲し看守の知らざる間に折々獨言して樂しみ居りしが忽ち看守に發見せられて嚴重に禁止せられたり因て已むを得ず室の一部分に至り四つ這ひになりて密かに音聲を發し以て獨り慰めつゝありしが是れ亦嚴禁せられしを以て流石に醫士丈けの奇策を案出し頻りに吃逆を始めて自ら樂しみたりしに看守は大に驚き又之れを嚴禁したり然るに彼は吃逆は人間自然の作用より來るものにして人力にて到底止むるを得ずと答へ結局監獄醫の診斷を受けて藥劑を貰ふことゝなりしも之れを呑まず益〻吃逆をなして大に自ら慰めたりといふされど斯くの如き事件は敢て珍らしからぬ事にて年々歲々何の罪跡もなく又正式の裁判も受けずして悲慘なる獄舍に投せられ終に西北利亞に流謫せらるゝもの幾百なるを知らず爲めに彼等は政府に對して非常なる怨恨を抱き政府自ら法律を無視して逆政を行ふか故に彼等も亦法律を無視して屢〻逆殺を行ふの成行となる次第なり然れとも露國人民か果して立憲政治の責任に堪へ得るやと云ふの

○ジョーゼ、ケンナン氏の露國談

露國に於て有名なるペトロバウロスク監獄は聖彼得堡なる冬宮附近に在りて元と砲臺なりし敷地を改造し監獄となせるものなるが獄舍は一室一人の制度にして室は四面石壁を以て造られ光線は僅かに天井の深き穴より取るに過きざるを以て室内の囚徒は殆んと全く日光に照さるゝ機會なく而して看守は十五分毎に巡回し來りて小さき郵便函の差入口の如き所より二個の眼を出して囚徒の狀態を窺ふなり囚徒は入獄の際衣服を改め靴を脫し毛製の上靴を穿ち全く口又は足を以て物音をなすことを禁せられ看守も亦毛製の上靴を穿ちて巡回するを以て一切其歩行の音を聞くこと能はず斯くの如き狀態に在りて囚徒は五六ヶ月、一年又は三年の間禁錮せらるゝものなるが囚徒の身に取り最も苦痛を感するは沈默を命せらるゝことにあり曾て同監獄に在りて苦しき經驗を嘗めたる醫士マーチネッ

質問を發する者に對しては予は明かに然りと返答せざるを得ず何となれは先つ第一に彼等は最近四十年間ゼムストリワ即ち地方議會の創立によりて大に自治制度の訓練を受け又代議政治の何ものたるやを理解する人々は所在到る處に在ればなり又た國民は無學なるには相違なきも絶體的に全く無智なるにあらす一見すれは如何にも蠢愚にして動物を距ること遠からざるが如くなるも若し親しく彼等と交際すれは吾人は直ちに彼等の案外に悧巧なるを發見すへし例へは其昔噺の如きも恐らく各民族中の昔噺中に在りて最も想像力に富めるものなるを見るに於て彼等の決して愚鈍ならさるを證するに足る故に一たひ自由政策を取りて教育を國内に普及せしめ且つ代議政體を創立するに至らは幾千も無くして露國人は必すや分之れを運用するの能力あることを示すへし云々（東京日日新聞に據る）記者曰ケンナン氏は米國人にして深く囚徒の境遇に同情し義俠心に富める士なり

○乞食の日誌

去頃英國ノーウイッチに於て一定の生業なく諸處を彷徨して乞食したる廉に依り拘留十日に處せられたるウイリアム、シングルトンと云ふ乞丐は日誌二冊を携帶し其日誌には流浪せし各地の出來事各市の人口又は諸港灣出入船舶の乘客積荷數等を計算し又は無錢にて宿泊し得る場所救護機關の所在地等に至るまで明細に記載せりといふ

○負債償却の一方法

佛、白、蘭の諸國にては罰金刑に處せられたる者完納せざるときは其額に相當する金錢を獲るまで公役に就かしむるとのことは曾て聞く處なるか墨國にては債務者が債務の辨償を怠るときは債權者は債務者をして其額に相當する丈けの勞務に服せしむ若し其勞務すへき期間に於て債務者逃走するときは債務者の家族中何人たるを問はす負債を償却するまで債權者の命に從ひ勞務に服するものなりと

○老練典獄と義俠辯護士

東京監獄の藤澤典獄は死刑に相當せる犯人中往々其犯情疑はしく或は冤罪ならさるか若くは頗る憫諒すへきものなる抔熱心に調査せりとのことは豫ねて聞く處なるか此頃又聞く處に據れは多年の實驗より四人中全く冤罪又は精神不具の者にして罪科に服せるものあらんと信し公廷に於て充分の辯護を得せしめ其實否を確むるの要あるへけれと辯護士江間俊一氏に謀る所ありしに同人は大に其意を賛し自ら高木、町井、横田、磯部等の辯護士に説き今後若し冤罪又は精神不具の疑ある者あるときは無報酬にて辯護の勞を執らんことを快諾したりと云、典獄の忠實、辯護士の義俠斯道の雙美と云ふへし

○青森監獄の濾水池

今回青森監獄に於て設置せらるゝ濾水池は從來の濾水池に反理を應用したるものにして最下低に水室を設け之れに喞筒仕掛にて水槽に汲上けたる井水を水管にて送り滿水と共に三層より成る濾過池を通過せしめて最上層の貯水槽に上昇せしむるの設備なるか此濾水池全體の高さは五尺二寸あり貯水槽は煉瓦造にて長さ二間半に及ひ內部の幅は三尺なり最下の水室の深さ五寸にして第一濾過層は拳大の石を以てし厚さ三寸第二層は拇指大の石にて厚さ三寸第三層は細砂を敷くこと厚さ一尺五寸なり而して一たひ水垢塵埃の停滯するあれは水室下低凹部の活栓を拔きて貯水槽の淸水を落下し停滯物を一掃することを自由なり又貯水槽には一の栓ありて時々其栓を拔きて水を流し槽內の淸潔を保たしむるの設けありて他に類例なき新設計の裝置なりといふ

○廣島縣の養育兒監護規則

廣島縣にては取締上の必要より本月九日縣令を以て養育兒監護規則を發せり其全文左の如し

養育兒監護規則

第一條　何等の名義を以てするに拘らす金錢其の他の報酬を得又は得るの契約を以て七年未滿の子女を養育する者子女を貰受け若は委托を受け之れを養育する者は左の事項を具し十日以內に所轄警察官署に申出つへし

一、幼兒の實父母の住所氏名若し知り得さるときは其事由

二、幼兒の氏名年齡

三、養育料、手數料其他報酬の額

四、周旋人あれは其住所氏名

子女一年未滿にして養育主の家族中之を養ふに足るへき乳汁を有する者なきときは前項と同時に養育方法を申出つへし

第二條　幼兒左記各號の一に該當するときは養育主は即時所轄警察署に申出つへし

一、疾病に罹りたるとき

二、負傷したるとき

三、死亡したるとき

四、離緣又は復籍し若くは受托の止みたるとき

第三條　警察官吏は必要と認むる場合に於て醫師を指定し診斷を受けしむることあるへし養育主は之を拒むことを得す

第四條　養育主は保育上に關し警察官吏尋問ありたるときは明に之に應答すへし

第五條　本則施行前に係る第一條の該當者は本則施行後十日以前に第一條の手續をなすへし

第六條　第一條第二條の申出は便宜巡査派出所又は巡査駐在所に之を爲すことを得

第七條　第一條第二條第五條に違背したる者又は第三條の命令に從はす又は第四條の尋問に答へす若くは答ふるに實を以てせさる者は拘留又は科料に處す

○免囚の保護に就て

高知監獄に於ては免囚保護報告內規なるものを設け囚情視察に怠りなからしむると共に出來得る丈け署員の手にて保護の方面を搜すの手段を取ることゝせり其全文左の如し

免囚保護報告內規

第一條　本內規に依り報告するものは刑期二ケ月以上とし其以下たりとも必要を認むるものは同樣の手續を爲すべし（懲治人も之に準す）

第二條　報告期は滿期一月前とす而して報告責任者は各受持擔當の看守及女監取締なりと雖とも

看守長以下の職員に在つて特に意見を有し保護を加へんとし又は加へたるときは本内規に依り報告すべし

第三條　看守及女監取締より提出する報告は第一次に看守部長第二次に看守長に於て監査し調査の缺漏又は事實の齟齬なきを期すべし

第四條　報告は具體的に事實を詳悉し簡明に精書すべし

第五條　報告用紙並に記載例は別紙樣式に依る

樣　式

摘要	記載例
明治何年何月何日報告	看守部長　甲野乙平
看守呼名號一	何號十番
氏名	甲野乙平
記載例（妻具體的）	一本囚は何々に付出獄後保護を與へざるも獨立自營の見込あるもの 一本囚は何々の事實あるを以て保護を與へるも再犯の恐なきに非ざるもの 一本囚は何々の事情あるを以て視察何某を呼出し又は書面を以て注意を與へ訓諭示すれば出獄後家庭との連絡を取る見込あり 一本囚は印刷工に從事し稍習熟の程度に達し將來出獄の後も印刷業を以て身を立てんと欲するも獨立自活の見込なきを以て何某の保護を求めて口入するときは獨立自活の見込あり 一本囚は犯罪の地たる監獄の執行の原籍にて受くるも獄窓にて執行せしも再犯と前同も他處にて執行せしも再犯となりたるを以て今回は是非原籍に歸らしむるの必要あり 一本囚の家庭は何々にして不良なれば實家に復歸するときは必ず再犯の虞あり依て本職は本人の爲公共を圖旋せしに幸に何町村の何某方に下女又は下男奉公することに契約整ひたり

○典獄會議

今回司法大臣の召集に依り會同せられたる典獄諸氏は本月十五日同省に參集せられ當日は司法大臣の訓示監獄局長の演說あり議案の配付を受け散會せられ翌日より引續き開會中なり聞く處によれば今回の會議に諮問せらるゝ事項は頗る多く且つ重要のものにして指示注意せらるゝ事項も亦細密に渉りて叮嚀を極むるといふ本會議終了後は各典獄の出題に係る事項に就き協議會を開かるゝ筈にて是れ亦百數十項の多きに至れり其他各典獄の隨行員より提出せる質疑及協議も少からざれば隨行員協議會を催ふし委員を設けて應答及協議に與らしむへしと、昨年は全國典獄の召集なかりしのみならず軍事に伴へる諸種の施設も少からざるを以て斯くは會議すへき重要事項多きに上りたるものなれは諸氏歸任の上は滿々たる錦囊より燦然として光彩を放つもの多からん、因に本會議案の說明には小河眞木兩事務官主として之れに當るといふ

○東京市の貧民窟（三）

孤　村　生

細民の生活の困難は以上述へたことによりて略知ることが出來るであろう比較的收入の多き勞働者ですら右の通りであるから其以下に至つてはどんなであらう、怪む勿れ日本橋魚河岸の魚市場などに笊、籃、風呂敷を提げて徘徊する老幼の男女あるを視よ彼等は魚の頭尾、鰭杯何んでも御座れ主義に拾ひ込む偶には賣買の際遺した雜魚の一疋もあれは人目を忍ふが如く駈け付けて拾ふ、單に魚市場はかりではない青物市場なとにも彷徨する、斯くして獲たる物が彼等の無上の好下物である、日本橋或は深川等河岸に立つて居つて、船から陸揚けする米麥大小豆類の俵より漏れ落ちるものを掻き集めて拾ひ取る、これか土鍋に容れられて朝夕三度の飯粒と化するのである此等は乞食の部類である、東京に住ひする人は誰れも知つて居る立ン坊も此部類に屬するものであろう、立ン坊と云へは地方の人には分かるまいが之れは地面に勾配ある處即ち東京市中の坂の側に立ちて其處を通過する人力車又は荷車の後押しをして坂の上まで登れは役が濟む、坂の上まで後押しをすれは一錢銅貨一個を貰ふ又は河岸に立ちて船から陸揚けするのを輔け又は陸揚けした品物を或商店まで送り屆ける荷車の後押しをして些少の錢儲けをするのである、曾て新聞紙で見たが彼立ン坊二人が河岸に立つて居つた處へ鼹鼠が一疋流れて來た、ところが立ン坊二人は先を爭ふて取らんとして喧嘩を始めて毆つ蹴るの立廻りをやつて終に一人を氣絶せしめた、これはペスト病流行の際で鼠一疋を五錢で買上ける時であつたからソレハ〳〵喜んだであろう一日立ち詰めて四五錢儲ける位の立ン坊が五錢の價格を有する鼠が流れて來たのだもの好き鼠御參なれで飛立つてイヤ駈付けたであろう其結果仲間喧嘩、隨分困つたものであるが彼等の境遇が推し測られて愍れである。

彼等貧民の口にする物でさへ右の次第である、彼等が糊する錢を得るに就ての狀況は右の如くである況んや寒暑を凌くへき衣服の種類品質を問はんや又況んや坐臥の用具をやだ、彼等に向つて衞生

を説くは實に困難である寧ろ行ひ難きを強ゆるのであるかも知れぬが衞生警察イヤ理屈よりは實行を先きに市の衞生係は自ら現場に臨んで手を下すがよろしい、ペスト流行の際各戸に清潔法執行杯と一年一回若くは二回强制的大掃除をするが如き手緩るい事では可かぬ一月一回位は市の衞生夫を督して掃除をやらせるが宜しい、建物の構比、狹隘、組惡の點より觀るも日用器具の排列の點より觀るも家族の多き點より觀るも將た仕事の種類より考ふるも普通民家よりは一層甚しく一層早く不潔になるのであるから勢ひ病毒の感染し易いのは勿論である加ふるに不規律惰惰であるから市自ら衞生夫を引率して掃除を斷行して貰いたい尤も之れか爲に彼等貧民の業務を妨けてはならぬから能く其時刻を見計はねはならぬと思ふ、私が廻はて見た時に四谷の鮫ケ橋の貧民街には破れ褥に括るまつて居る病人が澤山にあつた家並十戸乃至二十戸も駢列る中には必ず二人若くは三人の病者を見たのである甚しきは一劃内六七戸の内で三人の病者を見た、其病人の側では子供は騷ぐ妻は、嬰兒を背負て手内職をする、夫は洋傘の柄を挿へると云つた有様で其周圍には鍋釜や膳椀が行儀を崩して居る、病室、仕事場厨房兼應接間客間といふ一室のみであるから大抵想像が出來るであらう、從て醫藥とか嗜好物とかの不十分なることは云ふまでもない、又こんな貧民の家には兎角子供が多い、日々生活に追はれつゝあるから子供の教育などに手の届かぬことは勿論で氣儘に放任して置くのであるから見習ひ聞習ひ總て善き方面には向き難い七八歳の少女の遊戯は世帶持ちの仮事であるソレが中々巧者であるから可笑しい、鮫ケ橋の方では恰度二三の土方が三尺幅もある溝を浚へて居つたスルと其傍に數人の八九歳の子供が集つて浚上けた泥土を指先で掻廻はして何といふことなく釘やら小石やら拾つて居つた、折しも雨が降つて來たが子供は傘を持たず跣足で或は大人の木履を穿ち或は下駄と草履を片々にはき駈け廻はる下谷萬年町の方では子供の喧嘩するのを見たが其父、其兄等の常に喧嘩する口調を聞覺へてか其儘の口調で惡口雜言をやつて居る、之れを見て自分は思つた、

ア、これだから子供が偏屈になる口先きばかりは達者で智慧はつかぬ稍長しては父兄を見習ふて横着で不規律で怠慢である、こゝらから犯罪の嫩芽が出るのであると、又其親が子供を折檻するのが極めて酷である、中には嬰兒を提へて尺度でバチ〳〵擲つ、强ち憎いはかりてない全く面白半分にバチ〳〵擲つ、夫が側から止める妻は平氣で擲つ子供こそ災難である。

小供の教育をするが爲めには鮫ケ橋にも萬年町の方にも各一つの尋常小學校がある、學科は普通小學校程度であるが小供は前述べたように世帶持ちや喧嘩の仕振りが上手で所謂世事には長けて居る即ち一部の世事、貧民の平常爲すべき事柄は心得て居るが上流の事は至つて疎い普通の子供なれは陸軍士官を見ても袖章が一本なれば少尉、二本なれば中尉位のことは十一二歳でも知つて居るが貧民の子供は洋服を着けた人を見れば巡査か兵卒かに心得て居るので少しく服裝の異つた人を見るとモー分らないと云ふ譯で下層貧民の世事向には發達して高尚の方面には疎いのであるから教育方は

餘程困難であるとのこと、私が鮫ケ橋尋常小學校の側を通つた時教場では一室にはオルガンを樽へて男生徒に唱歌を教へて居つた、其れは兎と龜との駈け比らべ、次には月の廻轉、其次には牽牛花の歌を教へつゝあるのであつた各生徒に歌はせて後で其意味を解いて聽かせる、一室には女生徒が習字に取りかゝる時であつた教員は各生徒の氏名を呼んで點呼を終り次に一人の女生徒を招きて各生徒に白紙一枚づゝを配るべく命じた、其女生徒は聲に應して配つた、其際生徒一同の樣子を視るに勿論着物とても粗末であるが其擧動が何となく不規律の處がある、子供のことであるから無理もないが風呂敷を解く、後を向く、呆れる、足先きをバタ〳〵動かす、墨を磨るには兩手を袖口から出さず袂口から出して兩方の袂は背に廻はして袂の尖きと尖きを結んで居るのも見受ける、成程墨を磨るには袂が邪摩にならず汚れもせず、輕くて宜しいが一寸見ると兩腕を露出して亂髪を振り立てゝやつて居るのであるから體裁は惡るい之れは教員が爾ふせよと云ふのではなかろう思ふに彼小女

が家に居るときは母や姉の水仕事を見て居るので自然と巧者になるのであろう、斯樣に彼等の境遇相當の世事には比較的智識が發達して他の方面のことには世間普通の子供より鈍いのであるから敎育には骨の折れることは一と通りでない、近頃では監獄で幼年囚人や懲治人を敎育する如くに學課の外に實業敎育を授ける事に苦心し現に鮫ケ橋の貧民學校では男生には紙袋、粘土細工の手工藝、女生には針の持方裁縫を授けることにし稍年長けた者には毛糸編物等を敎へ其製作品を販賣する方法を執つて居るとのことであるが貧民の子供には適當であると考へる、下谷の某は萬年學校に幼年者を養成せんと圖り少年をして晝は街路に卷煙草新聞紙を賣らしめて其內利益の幾分を父兄に與へ幾分を少年の爲めに貯金して遣ることゝし夜は通學せしむる方法を考へて實行して居る、上野停車場上野公園下の邊に散步した諸君は實地に御覽になつたであろう九歲より十一二歲の子供が肩から左腋下にヅックか何にかで掛けた鞄を掛けて賣步くのを、彼等少年は人の前に立ちて「學校へ行くのですから買つて下さい」之れを賣つて儲けて行くのですから」と賴むが如く強求るが如く賣つて居る、煙草は以前岩谷商會から廉く仕入れて定價通りに賣つて居つた普通商店で二十本入一日の出廻草を四錢若くは四錢五厘に割引して賣つた時も矢張り定價通り五錢で賣つて居つた、買ふ方でも子供の學校へ行く費用を補つてやる積りで詰り慈善の一端と思つて買つてやる、今日では煙草が官營になつたので割引がない利益が少いから餘り賣步るく子供を見ぬ、此方法は至つて宜しいが併し又一面には害があると思ふ、成程卷煙草を賣らせるは不可くないが其子供をして「學校へ行くのですから」とか云ふ口調で賣らせるは宜しくない、人の慈善心感然であると云ふ考へを喚起すには宜しいが其口調が即ち知らず識らず依賴心を養成することになる又惡くすれば學校へ行くといへば施與して呉れる、慈善を口實にすれば人は欺き易きものであると云ふ感念を起さしむるに至るであろう慈善の名の下には廉いものでも高く賣る、不當の利益が得らるゝといふ念慮を增長せしめることになると思ふのである之れは餘程注意すべき點で動もすれば反つて犯罪の導火線を作ることになると思ふ、單に金儲けの方法を敎ゆれは足れりと思ふのは大間違で自ら失敗を招くものであると信ずるのである。

地方通信

◉拘禁制度に就て

南溪生　光弘祐言

一利一害は理數の常にして、利益のあるところ必ず弊害の伴ふは影の形に應ずるか如し、然れとも其事柄と方法の如何に依りては、利するところ少なくして害するところ多きものあり、又之に反して害するところ少なくして利するところ多きものあり、吾人常に治獄の改良に嘖々たる所以のものは蓋し前者を廢して後者を採らんか爲なり、

惟ふに、獄制の骨子たる拘禁制に就ては、先輩の學說區々に涉りて、或は分房、或は雜居、其利害得失の點に於ては、甲論乙駁遂に後輩をして歧路に泣かしむるの感あり、然れとも吾人其實際に就て觀し來れは、分房制の雜居制に勝ること最も超然たるを信するものなり、既に名古屋監獄に於ては曩に女監の一部分に於て分房拘禁制を試みたるに、其利するところ多きを以て、昨三十七年三月更に男囚分房監壹棟四十四房を新築せられて、同年四月中旬より之か實施を爲し、又同年十一月末日より其他の一棟六十六房を分房制に變更せられ以て刑期一年未滿の初犯囚を拘禁せられ、猶餘るところは止むを得す、雜居房に拘禁せらるゝことなるか、今や過去滿一年の間に於て、該分房及雜居房より放免せられし者に就き、其成績の良否を對照すれは左の如し、幸に本誌の餘白を借り諸彦の參考に供す、

自明治三十七年四月至同三十八年三月　滿一年間（刑期一年以下初犯囚人）分房監及雜居監放免者成績對照表（明治卅八年四月調查）

類別	放免總人員	控訴にて元監へ還送せし者	再入監者	再入者百分比例
分房（男）	一七三	四	九	五、二強
分房（女）	四七	一	三	六、三強

雜居房{男 三七六 四七 三五 九三強
　　{女

以上の成績に依れは分房拘禁は雜居拘禁に勝ること數等なるを知る、抑も分房拘禁者は刑期一年以下の短期囚にして皆初犯に屬すると雖、其罪質は窃盜賭博詐欺及窃盜の目的に出てたる犯罪にして、法律上に於ては之を初犯と爲すと雖、其實際に就て査ふる時は平素の怠情徒食にして、一定の業務なく習慣的惡癖ありて、前途累犯に化し易きものみを撰んで拘禁し、又雜居房は其他の偶發的犯罪者のみを拘禁す、是れ則ち分房拘禁は時々の訪問等其手數を要すと雖、彼等の惡友を避けしめ、惡癖を陶治し、以て再犯を豫防するには最も便宜なるを認められたる所以なりと信す、

○樺戸便（樺戸地方部報）

平時に在ては北海道人士の體育を奬勵し有事の日には出征軍人の家族及遺族扶助の目的を以て設立せる北海道尚武會に對し本年一月中樺戸監獄長屋典獄以下職員中の有志者百二十九名は各醵金の上金百四十五圓九十五錢を寄付し又本年三月中同典獄以下五十九名の有志者は金百六圓十錢を帝國義勇鑑隊建設費の內へ寄付したり又典獄各課所長の妻女は愛國婦人會の特別會員に看守長敎誨師看守部長等の婦女三十一名は同會通常會員に加入し金七十圓を醵出せり

○青森便り

青森監獄は青森市を距る一里二十四町程の所に僻在し元騒漠たる原野に建設せられたるを以て四方人家に隔絶し僅に門前十數戸の官舍と二三の民家あるの外更に人家なく吏員は何れも七八町乃至一里以上の村落に借家し爰より出勤せざるを得ざるの事狀なるを以て其不便甚しきのみならず冬期降雪の際に至ては其困難實に名狀すべからざるものあり故に職務以外各自一堂に相會し獄事上の談話をなさんと欲するも其機を得ず又適當の場所もなく常に遺憾に堪へざりしが折柄昨年夏門前に看守敎習所を新築せられるを以て其支障なきときを計りこれを吏員の集會所に兼用するは最も便宜を得たるものとし當時幸に監獄事務官眞木喬君巡閱の爲め出張せられたるを以て茲に始めて吏員一同相集り茶話會を開き其際同君の講話を聞ひ爾後毎月一回開設するの規約を設けたりしが不幸にして同年九月より在監人中赤痢病發生し追々蔓延を來したるに付吏員擧げて晝夜防遏に從事し爲めに其目的を繼行し能はざりしも昨年十一月該病終熄を告げ講話平常に復したるを以て本年一月

五日午後六時より復ひ茶話會を開設したり然るに本監は前述の通り不便の場所なるを以て吏員家族の如きも相互に訪問し親睦の情を盡さんとするは一層至難なるを以て本年よりは家族一同も亦一ケ月一二回宛會同して懇話の傍家庭敎育若くは疾病看護の方法を研究せんと欲し當日は夫婦同伴及兒童を携帶して集合したり渡邊典獄は茶話會の目的及一家團欒の必要等に就き約二時間に渉る講話をせられ終りて福引の餘興を爲し各自近來稀有の愉快を覺へ午後十時三十分散會したり

質疑應答

問、 前に輕懲役六年の判決を受け餘罪發覺し重禁錮七年監視一年の判決を受けたる者あり前後の刑を通算すへき旨當該檢事の指揮ありたるときは如何に通算執行すへきや

答、 輕懲役六年のみを執行するものと信す

問、 重懲役の執行中假出獄を允され假出獄中に罪を犯し重禁錮の判決を受けたるに依り假出獄を停止し重懲役の殘期の執行に着手したり此場合に於ては現役一百日を經過せざれは工錢を給與せさる義なるや將た既に假出獄允許前一たひ現役一百日を經たるときは再度入監の日より工錢を給與すへきや

答、 假出獄停止後、殘刑執行に着手したる後現に役業に服せしめたる日より工錢を給與するを至當なりと信す

叙任辭令

給七級俸依願免本官　（十勝）看守長田中福治
任看守長給五級俸　前田俊太郎
熊本監獄詰ヲ命ズ
給七級俸依願免本官　（鹿島）看守長二木清哉
高松監獄詰ヲ命ズ　（米子）看守長河野儀次
依願免本官　（山田）看守長山本菊次郎
文官分限令第一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ズ　（仙臺）看守長渡邊正

監獄協會記事

◉茶話會

客月第三日曜日例に依り茶話會を開く午後一時左の講演あり午後四時に至り小河氏は未た定刻に至

らさるも爛熳婦妍又花の好季節郊外の散策妙ならん諸君意の向ふ處に賞玩せよと散會を宣告したるは時に取つての愛嬌なりし

講演者　香川又二郎君
監獄作業に就て

刑の執行猶豫と前科調に就て　眞木喬君

身上調査と身分帳の活用に就て　小河滋次郎君

來會者

安立守一　木股永次郎　井關貞次郎
中谷一夫　栗原檍左衛門　長友勝次郎
坪野松藏三郎　簑山長平　西元龍拳
木村通久　清水叡準　柳井善行
齋藤康慶　師岡時之助　兒島三郎
柏木幸平　大久保一　小野瀨章
大橋數二　三村末彦　澤田利喜三
鈴木達雄　佐瀨庄三郎　大島謙
鹽野彌三郎　西田時春　坂本清太郎
谷古宇重次郎　尾形義一　井澤榮夏
小林喜市　安松虎雄　金澤公炯
小林益三郎　逸見祐之助　引野辰司郎
眞木喬　小河滋次郎　由上義雄
石澤正啓　藤澤正啓　鹽野胤珍

千頭正澄　香川又二郎

◎總會

今回全國監獄典獄其他の會同を機とし本月二十一日本會總會を開き過去の庶務、會計報告をなし衆て二三知名の士を招し一場の講演を聽く營なり詳細は次號に讓る

◎國家醫家會會員募集

社會文明ノ進歩ニ從ヒ、醫家ガ其學術ヲ以テ國家及ビ公衆ト相接スルコトノ愈々親密ナルベキハ固ヨリ論ヲ俟タズ、此間ニ在リテ、我國家醫學會ハ一方ニ於テハ國家醫學ノ研究ヲ以テ任シ、一方ニ於テハ其ノ知識ノ普及ヲ圖ルヲ以テ趣旨トシ、創立以來已ニ二十餘年、其業既ニ緒ニ就キ、今ヤ益々之ヲ恢弘スルニ餘念ナカラントス。抑モ世人ガ治病ヲ以テ醫家ノ唯一ノ職務ト做セシコトハ已ニ歷史上ノ事實ニ屬シ、今日ノ社會ノ趨勢ハ、醫家ヲシテ其學術ヲ以テ社會活動ノ要素ヲ占メシムルニ至ラントス、是レ國家醫學ノ講究闡發セラレザルベカラザル所以ニシテ、其重大ナル責任ハ懸テ吾人ガ双肩ニアリ。冀クハ我同僚諸子ノ奮テ本會ノ擧ヲ贊シ、戮力協心、以テ斯ノ國家有要ノ業ニ從ヒ敢テ熱望ス。

明治三十八年四月

東京醫科大學法醫學教室内　國家醫學會

國家醫學會規則摘要

本會ハ國家及公衆醫事ニ關スル左ノ學術ヲ研究シ其應用ノ普及ヲ謀ル
衛生學　法醫學　醫制學　醫事衛生學　監獄衛生學　傳染病及流行病學
裁判醫學　精神病學　社會醫學　刑事人類學　毒物學　保險醫學　災害醫學
本會ハ一月、三月、六月及九月例會ヲ開キ十一月總會ヲ開ク又隨時東京ニ講習科ヲ設ケ或ハ地方ニ講話會ヲ開クコトアルベシ
本會ハ每月一回雜誌ヲ刊行シテ會員ニ頒布ス
本會會員ハ國家及公衆醫事ニ關係アル者ニシテ、左ノ氏名現在住所職業ヲ詳記シ其月ヨリ十二月迄ノ會費ヲ添ヘ本務所ニ申込ムベシ
本會會員ハ每月醵金入ヲ出ス故ニ會費添付ニ及ハズ）
（在京會員ハ每月醵金入ヲ出ス故ニ會費添付ニ及ハズ）
本會會員ノ會費ハ在京會員一ヶ月金貳拾錢、地方會員一ヶ年壹圓八拾錢トス（地方會員ハ一ヶ年分又ハ半ヶ年分ノ會費ヲ前納スベシ）

會頭　片山國嘉
評議員　入澤達吉　長谷川泰　山極吉定
丹波敬三　中濱東一郎　土肥慶藏　緒方正規
土川遊　田中館秀三　吳秀三　栗本庸勝　大澤謙二
鈴木重孝　石原喜久太郎　三島通良　奥貞三郎　山根正次
編輯委員　門脇眞枝　千代之助　三宅鐵一郎
佐々木秀一　富永助太郎　松島不二三　三田定則

規則書並ニ本會雜誌（見本）所望ノ向ハ郵券（三錢）ヲ添ヘ至急本會事務所ニ申込マルヘシ

◎「人道」の發刊

〔一部四錢、一ヶ年郵稅共五十四錢、每月十五日發行〕

「人道」は留岡幸助氏の經營せる家庭學校內より發行する月刊新聞也。方今慈善救濟の事業漸く世人の注意を惹き、其設備亦敢て尠しと謂ふ可からざるも、尙他の多くの事業に比して、聊か遜色あるが如き所以のものは、之に當るべき良好の人物を養成すべき慈善師範學校の未た之れなきと、慈善事業の機關たるべき新聞雜誌の缺如せるが爲めなり。「人道」は正に此の陷欽を補はんとして生れ出でたるもの、其論ずる所は、社會、慈善、宗教、教育等にして、如何に彼が眞摯謹嚴の態度を以て、此の天職に盡瘁せんとするかは、宜しく本誌に就ゐて見る可き也。

發行所　人道社

東京府北豐島郡巢鴨村家庭學校內

◎會員諸君に告ぐ（會員通信欄編輯に關係）

本誌に登載すべき事項は部門を分ち趣味あるものを撰擇致度存候得共何分多數會員諸君の希望に投ずること極めて困難にして中には刑法刑事訴訟法監獄學其他關係法規の講義を連月揭載することを要望せらるるものあり或は地方の監獄に於ける施設事項若くは出來事の顚末等を比較的多く報道せんことを求めらるるものあり或は戰時に於ては奮鬪談又は敵國の國勢若くは敵國に俘虜となれる者の狀況をも挿入せんことを勸めらるゝもありて一樣ならざるのみならず監獄事業と關係なきものもありて要求に應じ難きものも少なからず殊に限りある紙數を以て限りなき要求を充たすこと能はざるは頗る遺憾とする所に候乍併質疑解答欄の設置又は新判決例揭載の御希望も有之候に付時々御望に副はんことに務むべく候何卒會員諸君に於ても奮て御寄稿の程希上候御投稿に就ては概ね左の事項御諒知置被下度候

一　投稿は氏名を明かにし止むを得ず匿名を以てするときと雖ども封筒又は匿名の側に氏名を記載すること

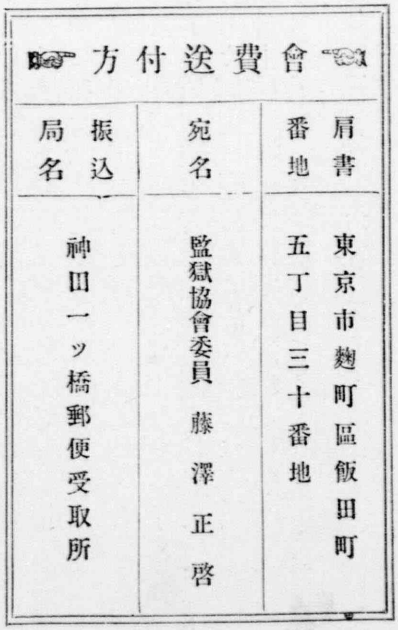
一　字體を鮮明にし論說は一行三十六字又は十八字詰一頁十七行、其他は一行二十二字詰一頁二十行とすること

但し論說と雖も紙面の都合により寄書又は雜錄欄に、寄書又は其他の報道に係るものと雖も論說欄に挿入することあるべし

一　原稿は每月十日締切に付其月五日までに到着の豫定に發送せらるゝこと其以後着の分は翌月分とす

一　監獄に於ける施設又は時々の出來事は可成速に報道せらるゝこと

明治三十八年五月二十日　發行人兼編輯人　磯村政富　印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市麴町區飯田町五丁目三十番地　監獄協會
印刷所　東京市京橋區本湊町十三番地　三原松印刷所


會費送付方
肩書
番地
東京市麹町區飯田町
五丁目三十番地
宛名
監獄協會委員 藤澤正啓
振込
局名
神田一ッ橋郵便受取所